

川内原子力発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請について  
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」

（補足説明資料）

2021年6月23日

九州電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容については、商業機密に係る  
事項であるため公開できません。

## (川内原子力発電所 原子炉施設保安規定)

緊急時対策所（指揮所）の設置後、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続工事の開始までに、緊急時対策所の機能を代替緊急時対策所から緊急時対策所（指揮所）に移す必要があるため、以下の申請案件について、保安規定変更認可申請を実施した。（申請実績：2021年6月8日申請）

### 1. 変更の理由

#### (1) 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）の設置に伴い関連する条文の変更を行う。

(変更条文)

- ・ 第 12 条の 2（運転管理業務）
- ・ 第 13 条（巡視点検）
- ・ 第 83 条（重大事故等対処設備）
- ・ 第 87 条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・ 添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・ 添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

以 上

## 目 次

### (補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針
3. 工事計画で抽出された運用内容整理
4. 保安規定第 83 条における運転上の制限等について
5. 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の考え方について

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

## 目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

## 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### (1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

### (2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以 上

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

### 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。			
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質保証計画	—
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質保証計画	—
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	—
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	—
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第3条	品質保証計画	—
		第6条	原子力発電安全委員会	—
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第7条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
		第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	—
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
		第7条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第130条	請負会社従業員への保安教育	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条第1項第8号 イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に 関する体制、確認すべき事項、異 状があった場合の措置等】	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第11条	構成及び定義	—
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条	運転員等の確保	—
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第14条	運転管理に関する社内基準の作成	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第15条	引継	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第16条	原子炉起動前の確認事項	—
		第17条	火災発生時の体制の整備	—
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第17条の4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—
		第17条の5	資機材等の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有
		6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理
		第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）、「LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、「LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—
		第20条	臨界ボロン濃度	—
		第21条	減速材温度係数	—
		第22条	制御棒動作機能	—
		第23条	制御棒の挿入限界	—
		第24条	制御棒位置指示	—
		第25条	炉物理検査 —モード1	—
		第26条	炉物理検査 —モード2	—
		第27条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
		第28条	原子炉熱出力	—
		第29条	熱流束熱水路係数（FQ(Z)）	—
		第30条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（FN△H）	—
		第31条	軸方向中性子束出力偏差	—
		第32条	1/4 炉心出力偏差	—
		第33条	計測及び制御設備	—
		第34条	DNB 比	—
		第35条	1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—
		第36条	1次冷却系 —モード3	—
		第37条	1次冷却系 —モード4	—
		第38条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系満水）	—
		第39条	1次冷却系 —モード5（1次冷却系非満水）	—
		第40条	1次冷却系 —モード6（キャビティ高水位）	—
		第41条	1次冷却系 —モード6（キャビティ低水位）	—
		第42条	加圧器	—
		第43条	加圧器安全弁	—
		第44条	加圧器逃がし弁	—
		第45条	低温過加圧防護	—
	第46条	1次冷却材漏えい率	—	
	第47条	蒸気発生器細管漏えい監視	—	
	第48条	余熱除去系への漏えい監視	—	
	第49条	1次冷却材中のよう素131濃度	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第50条	蓄圧タンク	—
		第51条	非常用炉心冷却系 —モード1、2及び3—	—
		第52条	非常用炉心冷却系 —モード4—	—
		第53条	燃料取替用水タンク	—
		第54条	ほう酸注入タンク	—
		第55条	原子炉格納容器	—
		第56条	原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第57条	原子炉格納容器スプレイ系	—
		第58条	アニュラス空気浄化系	—
		第59条	アニュラス	—
		第60条	主蒸気安全弁	—
		第61条	主蒸気隔離弁	—
		第62条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第63条	主蒸気逃がし弁	—
		第64条	補助給水系	—
		第65条	復水タンク	—
		第66条	原子炉補機冷却水系	—
		第67条	原子炉補機冷却海水系	—
		第68条	制御用空気系	—
		第69条	中央制御室非常用循環系	—
		第70条	安全補機室空気浄化系	—
		第71条	外部電源	—
		第72条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4—	—
		第73条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3及び4以外—	—
		第74条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第75条	非常用直流電源 —モード1、2、3及び4—	—
		第76条	非常用直流電源 —モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第77条	所内非常用母線 —モード1、2、3及び4—	—
		第78条	所内非常用母線 —モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第79条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—
		第80条	原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—
		第81条	原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—
		第82条	使用済燃料ピットの水位及び水温	—
		第83条	重大事故等対処設備	有
		第83条の2	特重施設を構成する設備	—
		第84条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第84条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第85条	運転上の制限の確認	—
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第86条	運転上の制限を満足しない場合	—
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第87条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	有
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第88条	運転上の制限に関する記録	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無		
	1 1. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 89 条	異常時の基本的な対応	—		
		第 90 条	異常時の措置	—		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 3. 実用炉規則第 9 2 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 5 5 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1 3 0 6 1 9 8 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。 5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 5 5 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 7. 運転期間が 1 3 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	第 11 条の 2	原子炉の運転期間	—		
		第 95 条	燃料の取替等	—		
		—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—		
		—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—		
		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—		
		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—		
		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—		
		—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—		
		実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 6 条	原子力発電安全委員会	—
		実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 7 条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
第 103 条の 2	管理区域の設定・解除			—		
添付 4	管理区域図（第 103 条及び第 104 条関連）			—		
第 104 条	管理区域内における区域区分			—		
第 105 条	管理区域内における特別措置			—		
第 106 条	管理区域への出入管理			—		
第 106 条	管理区域への出入管理			—		
第 107 条	管理区域出入者の遵守事項			—		
第 114 条	管理区域外等への搬出及び運搬			—		
第 115 条	発電所外への運搬			—		
第 108 条	保全区域	—				
添付 5	保全区域図（第 108 条関連）	—				
第 109 条	周辺監視区域	—				
第 116 条	請負会社の放射線防護	—				
第 117 条	頻度の定義	—				
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 99 条	放射性液体廃棄物の管理	—		
		第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	放出管理用計測器の管理	—	
	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第110条	線量の評価	—	
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第98条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	
	3. 実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第111条	床・壁等の除染	—	
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第112条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NIS A-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔N R規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—	
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第103条の2	管理区域の設定・解除	—	
		第104条	管理区域内における区域区分	—	
		第107条	管理区域出入者の遵守事項	—	
		第111条 第114条	床・壁等の除染 管理区域外等への搬出及び運搬	— —	
	実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第101条 第113条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —
		2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条 第113条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第92条 第93条 第96条 第97条	新燃料の運搬 新燃料の貯蔵 使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬	— — — —	
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関するものが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第92条 第97条	新燃料の運搬 使用済燃料の運搬	— —	
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第95条	燃料の取替等	—	
	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	—	
		2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—	
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 112 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 103 条	放射線管理に係る基本方針	—
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 102 条	頻度の定義	—	
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 119 条	原子力防災組織	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 120 条	原子力防災要員	—
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第 122 条	通報経路	—
	(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。	第 124 条	通報	—
	(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	第 119 条	原子力防災組織	—
	(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 125 条	緊急時体制の発令	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 126 条	応急措置	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 127 条	緊急時における活動	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 120 条の 2	緊急作業従事者の選定	—
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	第 127 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	—	
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第 128 条	緊急時体制の解除	—
	イ 火災	第 123 条	原子力防災訓練	—
	可燃物の管理、消防要員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 12 条	運転員等の確保	—
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）	第 17 条	火災発生時の体制の整備	—
	① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。			
	② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。			
	③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第 17 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）			
	① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。			
	③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。				
⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。				
⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。				

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。 イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。 ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。 (4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	第17条の2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
	第17条の6	重大事故等発生時の体制の整備	—	
	第17条の7	大規模損壊発生時の体制の整備	—	
	添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有	
	添付3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	有	
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第131条	記録	—
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第131条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第132条 第9条	報告 原子炉主任技術者の職務等	— —
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第132条	報告	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第132条	報告	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第118条	施設管理計画	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的の実施することが定められていること。			
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付6	長期施設管理方針 (第118条の6 関連)	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。	第118条の4 第118条の5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	—
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第94条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第118条	施設管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—



#### 4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書
		記載すべき内容	記載の考え方	
<p>(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。） ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第38号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指押所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p>	<p>・ばい煙の侵入防止策として、換気空調系の停止について定める。（新規記載）</p> <p>・火災防護計画（基準）（既存） ・教育訓練基準（既存）</p>	<p>・ばい煙の侵入防止策として、換気空調系の停止について定める。（新規記載）</p> <p>・火災防護計画（基準）（既存） ・教育訓練基準（既存）</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指称所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の劣化監視、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指称所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止により緊急時対策所（指称所）の居住性を確保する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・有毒ガスの侵入防止策として、換気空調系を新規に記載する。</p>	<p>・火災防護計画（基準）（既存） ・教育訓練基準（既存）</p>	<p>・有毒ガスの侵入防止策として、換気空調系の停止について定める。（新規記載）</p>
		<p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の劣化監視、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指称所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止により緊急時対策所（指称所）の居住性を確保する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・降下火砕物の侵入防止策として、換気空調系の停止を新規に記載する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・教育訓練基準（既存）</p>	<p>・降下火砕物の侵入防止策として、換気空調系の停止について定める。（新規記載）</p>
		<p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止により緊急時対策所（指称所）の居住性を確保する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・居住性確保に関する対策として、換気空調系の停止を新規に記載する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・教育訓練基準（既存）</p>	<p>・居住性確保に関する対策として、換気空調系の停止について定める。（新規記載）</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																									
	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operations、以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下車に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所 (指抑所))</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="323 902 671 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td rowspan="4">(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統が1が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が1台以上あること</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用給油ポンプ</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ヒートに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所用発電機車 給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>1台<sup>※1</sup> 1台<sup>※2</sup> 0台<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統に、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が健全であることを含む。                  ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。                  ※3：緊急時対策所 (指抑所) 当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="817 902 1121 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="1171 902 1497 1384"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 緊急時対策所用発電機車からの電源系が動作不能である場合<sup>※1</sup></td> <td>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車からの電源系を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置<sup>※2</sup>を確計し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限	緊急時対策所用発電機	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統が1が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が1台以上あること	緊急時対策所用発電機車	緊急時対策所用給油ポンプ	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	適用モード	設 備	所要数	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ヒートに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車 給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※2</sup> 0台 <sup>※3</sup>	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所用発電機車からの電源系が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車からの電源系を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を確計し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補足説明資料-4 参照</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準 (既存)</li> <li>保修基準 (既存)</li> <li>放射線管理基準 (既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな設備を追加する。(新規記載)</li> </ul>
項目	制限																																													
緊急時対策所用発電機	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統が1が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が1台以上あること																																													
緊急時対策所用発電機車																																														
緊急時対策所用給油ポンプ																																														
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク																																														
適用モード	設 備	所要数																																												
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ヒートに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車 給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※2</sup> 0台 <sup>※3</sup>																																												
項目	確認事項	頻度	担当																																											
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	防災課長																																											
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																											
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																											
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																																											
モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所用発電機車からの電源系が動作不能である場合 <sup>※1</sup>	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車からの電源系を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を確計し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																											
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>A. 緊急時                      5. 6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間                      対策用発電機非正常運転からの電源系から動作不能で燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間                      A.1 防災課長は、緊急時対策用発電機非正常運転からの電源系を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。                      及び                      A.2 防災課長は、代替措置<sup>※1</sup>を確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※4：緊急時対策用発電機非正常運転時油圧タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。                      ※5：代替品の補充等</p> <p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="574 907 1133 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>1基<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所</td> <td>1,400本以上<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>2個<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2個<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加圧用専用）</td> <td>2個<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備1台及び緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備1基                      ※2：緊急時対策所加圧設備とは、緊急時対策所（緊急時対策所）1,400本以上                      ※3：緊急時対策所（指補所）当たりの合計所要数                      ※4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1300 907 1516 1384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備及びフィルタユニットが動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備及びフィルタユニットのよう素除去</td> <td>1年に1回</td> <td>係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備	1台 <sup>※1</sup>	居住性確保設備	1基 <sup>※2</sup>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所	1,400本以上 <sup>※3</sup>	酸素濃度計	2個 <sup>※4</sup>	二酸化炭素濃度計	2個 <sup>※4</sup>	緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加圧用専用）	2個 <sup>※4</sup>	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備及びフィルタユニットが動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備及びフィルタユニットのよう素除去	1年に1回	係長	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限	所要数																																
緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備	1台 <sup>※1</sup>																																
	居住性確保設備	1基 <sup>※2</sup>																																
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所	1,400本以上 <sup>※3</sup>																																
	酸素濃度計	2個 <sup>※4</sup>																																
	二酸化炭素濃度計	2個 <sup>※4</sup>																																
	緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加圧用専用）	2個 <sup>※4</sup>																																
項目	確認事項	頻度	担当																															
緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備及びフィルタユニットが動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長																															
緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所非正常運転時緊急時対策所加圧設備及びフィルタユニットのよう素除去	1年に1回	係長																															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																								
		<p>効率（総合除去効率）が99.75%（付機よう素）以上及び99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所追加設備が使用可能であることを確認する。</p> <p>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</p> <p>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</p>																											
		<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>事件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置<sup>※</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合</td> <td>B.1 防炎課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防炎課長は、代替措置<sup>※</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C. 緊急時対策所追加設備が所要数を満足していない場合</td> <td>C.1 防炎課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防炎課長は、代替措置<sup>※</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</td> <td>D.1 防炎課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 防炎課長は、代替措置<sup>※</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	事件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防炎課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防炎課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		C. 緊急時対策所追加設備が所要数を満足していない場合	C.1 防炎課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防炎課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防炎課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 防炎課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
適用モード	事件	要求される措置	完了時間																										
モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																										
	B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防炎課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防炎課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																										
	C. 緊急時対策所追加設備が所要数を満足していない場合	C.1 防炎課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防炎課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																										
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防炎課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 防炎課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																										
	E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		記載すべき内容				
		<p>モード 5、6 及び使 用済燃 料ピツ トに燃 料体を 貯蔵し ている 期間</p> <p>A. 緊急時対策 所エアモニ タが所要数 を満足してい ない場合</p> <p>B. 緊急時対策 所非常用空 気浄化系の全 てが動作不能 である場合</p> <p>C. 緊急時対策 所追加設備 が所要数を 満足してい ない場合</p> <p>D. 使用可能な 酸素濃度計又 は二酸化炭素 濃度計が所要 数を満足して いない場合</p>	<p>速やかに A.1 安全管理課長は、当該 設備を動作可能な状態 に復帰する措置を開始 する。 及び A.2 安全管理課長は、代替 措置を検討し、原子 炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開 始する。</p> <p>速やかに B.1 防災課長は、当該系統 を動作可能な状態に復 旧する措置を開始す る。 及び B.2 防災課長は、代替措置 を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する措置を開始す る。</p> <p>速やかに C.1 防災課長は、当該設備 を使用可能な状態に復 旧する措置を開始す る。 及び C.2 防災課長は、代替措置 を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する措置を開始す る。</p> <p>速やかに D.1 防災課長は、当該設備 を使用可能な状態に復 旧する措置を開始す る。 及び D.2 防災課長は、代替措置 を検討し、原子炉主 任技術者の確認を得て 実施する措置を開始す る。</p>			
	<p>1.2. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p> <p>実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保 全に関する措置</p>	<p>第87条 表87-1へ以下の設備を追記する。 <b>第83条(83-19-1)</b> ・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通 系統</p>	<p>・補足説明資料-5参照</p>	<p>・技術基準（既存）</p>	<p>・新たな設備を追加する。（新規記載）</p>	
<p>十六、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要</p>	<p>添付2 火災、内部漏水、火山現象、自然災害、有線ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 [実用炉規則第92条第1項第8号イからハまでにて整理]</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書		
	<p>員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋へのテロによる大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(ウ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ｃ 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の概ぼく管理、放射線管理上の立入制限区域の改定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>・設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・放射線管理基準（既存）</p> <p>・放射線管理要領（既存）</p>		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する利用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(α) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおりに役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、<b>緊急時対策所(指揮所)</b>に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行う関係箇所と連携を図るための統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等 (テレビ会議システムを含む。) を備えた <b>緊急時対策所(指揮所)</b></p> <p>b 実施組織が中央制御室、<b>緊急時対策所(指揮所)</b>及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(ロ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」の変更内容については、「上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針」にて整理</p>	<p>・補足説明資料-2 参照</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>三 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配管事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器内循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(4) プルーフアウト時及びフィラタベント時には、最低限必要な対応要員は<b>緊急時対策所（指所）</b>にとどまり、プルーフアウト後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>2.2 手順書の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び<b>緊急時対策所（指所）</b>が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>&lt;中 略&gt;</p>	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物質又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があるとき、組織内規程類にあらからじめ認めるときは、組織内規程類にあらからじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の通用条件と判断フロー</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(1) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能なる場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

## 目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書（DB、技術的能力）の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### （1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

### （2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

- ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。  
ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。
- ② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。  
また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。
- ③ 保安規定の記載にあつては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。  
ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。</li> <li>○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。</li> </ul>
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。</li> </ul>
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー（赤字）</b>」により、変更予定の箇所を明確にする。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。</li> <li>○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。</li> </ul>
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。</li> </ul>

### 3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

#### ○ 川内保安規定

		上流文書（設置変更許可申請書）
(1)	－	本文 + 添付書類 八
	①	1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針
	②	8. 1 放射線管理設備
	③	8. 2 換気設備
	④	10.10 緊急時対策所
	⑤	10.13 通信連絡設備
(2)	－	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5.1 重大事故等対策
	②	5.2.1 可搬型設備等による対応
	③	追補 1.14 電源の確保に関する手順等
	④	追補 1.17 監視測定等に関する手順等
	⑤	追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
	⑥	追補 1.19 通信連絡に関する手順等

上記のほか、設置変更許可申請書の変更があった以下の事項については、内容に運用に関する記載がない、また、変更内容が設備名称の変更であり運用変更を伴うものではないことから、対象としていない。

		上流文書（設置変更許可申請書）
(1)	－	本文 + 添付書類 八
	①	1. 4 耐震設計
	②	1. 5 耐津波設計（10.7 含む）
	③	1. 6 火災防護に関する基本方針（1.10、10.5 含む）
	④	2. 5 建屋及び構造物
	⑤	6. 4 計装設備（重大事故等対処設備）
	⑥	8. 3 遮へい設備
(2)	－	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5.2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備
	②	追補 1.15 事故時の計装に関する手順等
	③	追補 2.4 フィルタベント



上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
**【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】**

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(c) 重大事故等対処設備</p> <p>(中略)</p> <p>(e-1-3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器について共用は、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p><b>緊急時対策所（指挿所）</b>は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な<b>緊急時対策所</b>へい（<b>緊急時対策所（指挿所）</b>）、<b>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</b>、<b>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</b>、<b>緊急時対策所非常用発電機車用燃料油貯蔵タンク</b>、<b>緊急時対策所非常用発電機車用給油ポンプ</b>、<b>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）</b>及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	<p>1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針 発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における発電用原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するため、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備については、種別として重大事故等対処設備のうち常設のものとは重大事故等対処設備のうち可搬型のものがあるが、以下のとおり分類する。</p> <p>1.1.8.1 多様性、位相的分散、悪影響防止等 (中略)</p> <p>(3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p><b>緊急時対策所（指挿所）</b>内に設置する<b>緊急時対策所</b>（以下「<b>緊急時対策所（指挿所）</b>」という。）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な<b>緊急時対策所</b>へい（<b>緊急時対策所（指挿所）</b>）、<b>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</b>、<b>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</b>、<b>緊急時対策所非常用発電機車用燃料油貯蔵タンク</b>、<b>緊急時対策所非常用発電機車用給油ポンプ</b>、<b>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）</b>、<b>SPDS</b> データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類A）  
**【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】**

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載規定文書	記載内容の概要
<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所兼へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、燃料貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機専用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDS データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。これにより、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用化により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を除く通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を除く通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p>	<p>緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策棟内」という。）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所兼へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所用発電機専用燃料貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機専用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDS データ表示装置及び通信連絡設備を設置する。これにより、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用化により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を除く通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を除く通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p>				
<p>(e-3) 環境条件等                  (e-3-1) 環境条件                  重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮でき、かつ、その設置（使用・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。）が、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>	<p>1.1.8.3 環境条件等                  重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮でき、かつ、その設置（使用・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。）が、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>とするとともに、機作が可能な設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対策棟（指挿所）内及び緊急時対策棟内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮して設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。このうち、インテグレーションシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらに環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット状態監視カメラ及び使用済燃料ピット周辺線量率は、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することである区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所が可能な設計とする。</p>	<p>可能な設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>中央制御室内、原子炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対策棟（指挿所）内及び緊急時対策棟内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。このうち、インテグレーションシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらに環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット状態監視カメラ及び使用済燃料ピット周辺線量率は、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することである区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所が可能な設計とする。</p> <p>(18) 緊急時対策所（指挿所） a. 緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、適切な措置を講じた設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる場所及び発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を取容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指挿所）と緊急時対策棟（休憩所）を稼働する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け取組規程第1409102号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策棟（指挿所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続を行った後、機能を緊急時</p>	<p>(規定済)</p>	<p>・必要な保有数は83条にて整理</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>必要な重大事故等対処設備を設置保管することについて記載。 (新規設備を追加する。)</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
**【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】**

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>対策所（指挿所）に移行する。緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き継ぎ使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を果たせる。</p> <p>b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）            緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とすることともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>（以下、省略）</p>				

【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>(7) 監視設備                      発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の際において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策棟（指挿所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指挿所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）に表示できる設備（安全施設に係るものに限る。）を設ける設計とする。                      モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策棟内（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>手. 放射線管理施設の構造及び設備                      (1) 屋内管理用の主要な設備の種類                      (1) 放射線監視設備                      (中略)</p> <p>エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に表示できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】                      R02.01.29 許可                      8.1 放射線管理設備(2)                      8.1.1 通常運転時等                      8.1.1.2 設計方針                      放射線被ばくは、実用可能な限り低くすることとし、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。                      (中略)                      (4) 中央制御室に必要な情報及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策棟内（緊急時対策棟内）に必要な情報の通報が可能である設計とする。                      (中略)                      (8) モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策棟内（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む。）により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策棟内（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>8.1.1.3 主要設備                      8.1.1.3.2 放射線監視設備                      (中略)                      (3) 野外管理用モニタリング設備（1号及び2号炉共用）                      a. 固定モニタリング設備                      発電所敷地境界付近の空間放射線量を連続的に測定するため、シンチレーション検出器等を備えたモニタリングステーション及びモニタリングポストを設けるほか、発電所敷地境界付</p>	<p>原子炉施設保安規定                      記載すべき内容                      設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し（1/7,2/7）</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書                      記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）

【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(中略)</p> <p>さらに緊急時対策所（指挿所）内又は緊急時対策所（指挿所）（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 代替緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において使用する。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（1号及び2</p>	<p>近及びその周辺に空間積算線量を測定するため、蛍光ガラス線量計を備えたモニタリングポイントを設置する。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む）により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上の上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>主な野外管理用モニタリング設備仕様の概略を第8.1.8表に示す。</p> <p>(中略)</p> <p>8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概要</p> <p>(中略)</p> <p>緊急時対策所（指挿所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)</p>	

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>号炉共用) 個 数 4 (予備2) 緊急時対策所エリアモニタ (1号及び2号炉共用) 個 数 2 (予備1) (中略)</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、排気モニタ、排水モニタ、気象観測設備、固定モニタリング設備、モニタリングカー、環境試料の分析装置及び放射能測定装置を設ける。 排気モニタ、排水モニタ並びに固定モニタリング設備のうちモニタリングステーション及びモニタリングポストについては、設計基準事故放時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策所(指所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に表示できる設計とする。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所(指所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備(放射線量の測定)として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る上</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>8.1.2.2 設計方針 重大事故等対処設備(放射線量の測定)として、モニタリングステーション及びモニタリングポストを使用する。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、重大事故等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、代替測定装置を有する設計とする。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) 大容電機については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備(放射線量の測定)として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容に運用に関する記載無し(3/7から6/7)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>第83条にて整理済</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>R02.01.29 許可</p> <p>設置変更許可申請書【本文】</p> <p>R02.01.29 許可</p> <p>分な個数を保管する。可搬型モニタリングボスの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンプルラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、主としてモニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>R02.01.29 許可</p> <p>設置変更許可申請書【添付書類】</p> <p>R02.01.29 許可</p> <p>を代替し得る十分な個数を保管する。可搬型モニタリングボスの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングボスで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングボスの電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型モニタリングボス（1号及び2号炉共用）</li> </ul> </li> </ul> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するために、可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。可搬型エリアモニタで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。可搬型エリアモニタの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型エリアモニタ（1号及び2号炉共用）</li> </ul> </li> </ul> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンプルラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、主としてモニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p> <p>第83条にて整理済</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>R02.01.29 許可</p> <p>設置変更許可申請書【本文】</p> <p>R02.01.29 許可</p> <p>分な個数を保管する。可搬型モニタリングボスの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンプルラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、主としてモニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>R02.01.29 許可</p> <p>設置変更許可申請書【添付書類】</p> <p>R02.01.29 許可</p> <p>を代替し得る十分な個数を保管する。可搬型モニタリングボスの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。可搬型モニタリングボスで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングボスの電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型モニタリングボス（1号及び2号炉共用）</li> </ul> </li> </ul> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するために、可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機内）で監視できる設計とする。可搬型エリアモニタで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。可搬型エリアモニタの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型エリアモニタ（1号及び2号炉共用）</li> </ul> </li> </ul> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンプルラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、主としてモニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p> <p>第83条にて整理済</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>



上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>放射線量の測定)として、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定するために、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能測定装置(可搬型素子シンチレーションサーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)</li> <li>電離箱サーベイメータ(1号及び2号炉共用)</li> <li>小型船舶(1号及び2号炉共用)</li> </ul> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出される放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備(風向、風速)を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合に、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置の指示値は、無線(衛星回線)により伝送し、緊急時対策所(指槽内)で監視できる設計とする。</p>	<p>線量の測定)として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を測定するために、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)において放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能測定装置(可搬型素子シンチレーションサーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ)</li> <li>電離箱サーベイメータ(1号及び2号炉共用)</li> <li>小型船舶(1号及び2号炉共用)</li> </ul> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出される放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備(風向、風速)を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合に、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置の指示値は、無線(衛星回線)により伝送し、緊急時対策所(指槽内)で監視できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(指槽内)で監視できる設計とする。</p>				社内規定文書 記載内容の概要

【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型気象観測装置（1号及び2号炉共用） 可搬型モニタリングホスト、可搬型エリアモニタ及び可搬型気象観測装置の指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急時対策所（指所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</li> <li>使用済燃料ピット周辺線量率は、使用済燃料ピット区域の空間線量率について、使用済燃料ピットに係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率は、あらかじめ複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係の評価及び各設置場所での関係を把握し、測定結果の傾向を確認することで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。また、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</li> <li>使用済燃料ピット周辺線量率は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</li> <li>具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット周辺線量率 <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内高レンジエリアモニタ A（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ B（高レンジ）は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定される重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設計とする。</li> <li>格納容器内高レンジエリアモニタ A（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ B（高レンジ）は、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</li> </ul> </li> <li>具体的な設備は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>格納容器内高レンジエリアモニタ A（低レンジ）</li> <li>格納容器内高レンジエリアモニタ B（高レンジ）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（指所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。</li> <li>緊急時対策所（指所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。</li> <li>緊急時対策所（指所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。</li> </ul>				
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 モニタリングステーション及びモニタリングホストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(10.2 代替電源設備)にて記載する。                      放射線量の測定における大容量空気式番電機を使用した代替電源は、使用済燃料ピット周辺線量率、格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)、モニタリングステーション及びモニタリングホストに給電でき、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。                      格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、主要パラメータ及び代替パラメータに対して可能な限り多様性を考慮した設計とする。                      格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)の計測における蓄電池(重大事故等対処用)を使用した代替電源は、独立した電路により重大事故等対処計測設備に給電でき、常設直流電源系統に対して多様性を持つ設計とする。蓄電池(重大事故等対処用)は、原子炉補助建屋内の常設直流電源系統と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。                      格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)の計測における直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した代替電源は、駆動源をディーゼル駆動とすることで、常設直流電源系統及び蓄電池(重大事故等対処用)を使用した電源に対して多様性を持つ設計とする。直流電源用発電機は、屋外に保管し、可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の常設直流電源系統及び蓄電池(重大事故等対処用)と異なる区画に保管することで、位置的分散を図る設計とする。                      電源設備の多様性、位置的分散については(10.2 代替電源設備)に記載する。                      可搬型モニタリングホスト、放射能測定装置及び可搬型気象観測装置は、モニタリングステーション、モニタリングホスト、モニタリングカー及び気象観測設備と異なる場所、かつ耐震性を有する緊急時対策棟(指所)内又は緊急時対策棟内に保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。                      (以下、省略)</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理済</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>第83条にて整理済</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>・非常事態対策基準(既存)                      ・非常事態対策要領(既存)                      ・技術基準(既存)                      ・気象観測装置関連業務要領(既存)                      ・放射線管理基準(既存)                      ・放射線管理要領(既存)</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書                      記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【8.2 換気設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
				記載すべき内容			記載内容の概要
<p>手、放射線管理施設等の構造及び設備 (iv) 換気設備</p> <p>通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、室外の放射性物質の除去低減及び中央制御室外の火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。 (中略)</p> <p>b. 緊急時対策所換気設備 緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）内及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）内及び緊急時対策棟内の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指挿所）内及び緊急時対策棟内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策棟内の気密性及び緊急時対策所（指挿所）の気密性及び緊急時対策棟内の気密性及び緊急時対策所（指挿所）の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ユニット及び緊急時対策所換気設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>なお、代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p>	<p>8.2 換気設備</p> <p>8.2.3 主要設備 (中略)</p> <p>8.2.3.4 緊急時対策所換気設備（1号及び2号炉共用）</p> <p>8.2.3.4.1 重大事故等時</p> <p>8.2.3.4.1.1 設計方針</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）内及び緊急時対策棟内の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指挿所）内及び緊急時対策棟内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策棟内の気密性及び緊急時対策所（指挿所）の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ユニット及び緊急時対策所換気設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備の多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>主要設備及び仕様 緊急時対策所換気設備の主要設備及び仕様は、第8.2.7表及び第8.2.8表に示す。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>		

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
<p>(a) 緊急時対策所 発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に対処する要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能に損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指挿所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規規発第1409102号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策棟（指挿所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続を行った後、機能を緊急時対策所（指挿所）に移行する。緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する</p>	<p>10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所を配置する緊急時対策棟は、緊急時対策棟（指挿所）及び緊急時対策棟（休憩所）で構成する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指挿所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指挿所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。なお、設置工事においては、アークセシートの変更も含め、代替緊急時対策所の機能及び運用に影響がないよう配慮して施工する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続を行った後、機能を緊急時対策所（指挿所）に移行する。緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）又</p>	<p>第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）に規定済</p> <p>〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕</p> <p>〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕</p> <p>〔10.10.1.2 設計方針にて整理済〕</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 該当規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指槽所）と緊急時対策棟（休憩所）（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p> <p>緊急時対策所（指槽所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、適切な措置を講じる。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な要員を取捨できる設計とする。</p>	<p>は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指槽所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p>			
<p>(vi) 緊急時対策所                      1 次冷却系統に係る養電用原子炉施設の損毀その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（指槽所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>10.10.1.2 設計方針                      緊急時対策所（指槽所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p>			
<p>緊急時対策所（指槽所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性の性状、貯蔵量、貯蔵室内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計</p>	<p>(5) 想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性の性状、貯蔵量、建物内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p>			<p>添付2 「8 有毒ガス」に規定済</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護等又は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる必要の及び乗務所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所を設置する緊急時対策棟（体連所）で構成する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（体連所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続を行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（体連所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（体連所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続を行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。</p>	<p>の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護等又は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>第83条にて整理</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）                  ・技術基準（既存）                  ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>a. 緊急時対策所（指挿所）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム（社内）、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10. 10. 1. 1. 概要                  緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</u></p> <p>10. 10. 1. 3 主要設備                  緊急時対策所（指挿所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の主要設備は以下のとおりとする。                  (1) 緊急時対策所（指挿所）（1号及び2号共用）                  異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所（指挿所）を設置する。                  (2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）（1号及び2号共用）                  異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置する。                  (3) 情報収集設備（1号及び2号共用）                  中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。                  代替緊急時対策所のSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所（指挿所）への機種の移行をもって廃止する。なお、代替緊急時対策所の緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。                  (4) 通信連絡設備（1号及び2号共用）（10. 13 通信連絡設備）                  発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第83条に修理済</p>	<p>記載の考え方</p> <p>10. 10. 1. 1 と同内容</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>



上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>(5) 酸素濃度計（1号及び2号共用）室内の酸素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計を配備する。</p> <p>代替緊急時対策所の酸素濃度計は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>(6) 二酸化炭素濃度計（1号及び2号共用）室内の二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を配備する。</p> <p>代替緊急時対策所の二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.10.2 重大事故等時 10.10.2.1 概要 (1) 緊急時対策所（指挿所） 緊急時対策所（指挿所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とすることともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び指挿所内外の通信連絡を確保する必要がある場所以及通信連絡を行うために必要設備を設置又は保置する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の設置工事において、緊急時対策所（指挿所）と緊急時対策所（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策所（指挿所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。なお、設置工事においては、アクセスルートの変更も含め、代替緊急時対策所の機能及び運用に影響がないよう配慮して施工する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指挿所）に移行する。緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）において引き継ぎ使用する設備を除き、本移行をもって代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所内）において緊急時対策所（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）と緊急時対策所（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策所</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><b>緊急時対策所（指挿所）</b>は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地耐力に対し、機能を喪失しないようにする。地震及び津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「ロ.(1)(ii) 重大事故等対処施設設計」及び「ロ.(2)(ii) 重大事故等対処施設設計」に基づき設計とする。また、<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要件により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、<b>中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所（指挿所）</b>は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要となる要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することのできる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<b>身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行う</b></p>	<p>内)は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、<b>緊急時対策所としての機能を果たせる。</b></p> <p>(2) <b>緊急時対策所（指挿所）</b>は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることのできるよう、適切な措置を講じた設計とすることともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うために必要な設備を設け又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>10.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) <b>緊急時対策所（指挿所）</b>は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地耐力に対し、機能を喪失しないようにする。地震及び津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設設計」に基づき設計とする。また、<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要件により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、<b>中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所（指挿所）</b>は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要となる要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することのできる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が<b>緊急時対策所（指挿所）</b>の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<b>身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行う</b></p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第 83 条にて整理</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>添付書類十 追補 1.18 にて整理。</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
**【10.10 緊急時対策所】**

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可 が確認された場合は、対策要員の除染を行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。 重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができよう、緊急時対策所（指挿所）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可 ことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができる。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 記載の内容	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ及びび可搬型エアモニタ（加圧判断用）を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の居住性については、想定する放射線物質の放出量を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指挿所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がななく、仮設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所（指挿所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所遮へい、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指挿所）にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指挿所）の気密性及び緊急時対策所遮へい性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指挿所）にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指挿所）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができよう、緊急時対策所（指挿所）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ及びび可搬型エアモニタ（加圧判断用）を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の居住性については、想定する放射線物質の放出量を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指挿所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がななく、仮設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所（指挿所）にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所遮へい、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指挿所）にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指挿所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指挿所）の気密性及び緊急時対策所遮へい性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指挿所）にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指挿所）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時</p>		<p>第83条にて整理</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可 対策所非常用空気浄化フィルターユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可 置又は保管する設計とする。	原予り施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所（指挿所）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管</u>する。また、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する<u>緊急時対策所エアリアモニター及び可搬型エアリアモニター（加圧判断用）を保管する</u>設計とする。</p>	<p>緊急時対策所（指挿所）には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管</u>する。また、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する<u>緊急時対策所エアリアモニター及び可搬型エアリアモニター（加圧判断用）を保管する</u>設計とする。</p>	<p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>緊急時対策所（指挿所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所（指挿所）</u>において把握できる情報収集設備を使用する。</p>	<p>緊急時対策所（指挿所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所（指挿所）</u>において把握できる情報収集設備を使用する。</p>				
<p>緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、<u>緊急時対策所（指挿所）</u>で表示できるように、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置</u>を設ける。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置</u>を設ける。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p>				
<p>緊急時対策所（指挿所）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、<u>緊急時対策所（指挿所）</u>から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団</p>	<p>緊急時対策所（指挿所）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、<u>緊急時対策所（指挿所）</u>から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡を可能とする場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の通信連絡設備として、脱常時通話設備、衛星携帯通話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指挿所）に給電するために必要な容量を有するもので、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エアモニタ、可搬型エアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時対策所用発電機（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）において緊急時対策所情報収集設備の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。緊急時対策所（緊急時対策所）に係る具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <p>以下の設備は、緊急時対策所（緊急時対策所（指挿所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策所）において引き続き使用する。</p>	<p>関係機関等の発電所の内外の通信連絡を可能とする場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の通信連絡設備として、脱常時通話設備、衛星携帯通話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指挿所）に給電するために必要な容量を有するもので、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エアモニタ、可搬型エアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時対策所用発電機（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）において緊急時対策所情報収集設備の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。緊急時対策所（緊急時対策所）に係る具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <p>以下の設備は、緊急時対策所（緊急時対策所（指挿所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策所）において引き続き使用する。</p>	<p>第 83 条にて整理</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エアモニタ、可搬型エアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時対策所用発電機（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）において緊急時対策所情報収集設備の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。緊急時対策所（緊急時対策所）に係る具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <p>以下の設備は、緊急時対策所（緊急時対策所（指挿所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策所）において引き続き使用する。</p>	<p>第 83 条にて整理</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を供給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エアモニタ、可搬型エアモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、通信連絡設備、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時対策所用発電機（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）において緊急時対策所情報収集設備の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもつて廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策所）の一部として使用する。緊急時対策所（緊急時対策所）に係る具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <p>以下の設備は、緊急時対策所（緊急時対策所（指挿所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策所）において引き続き使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・非常事態対策要領（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・非常事態対策要領（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き続き使用する。</p> <p>緊急時対策所（指挿所）の緊急時対策所（指挿所）は、「手、(1) (ii) 遮へい設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「手、(1) (iv) 換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、「手、(1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「ス、(3) (iii) 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機は、「ス、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所（指挿所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部として引き続き使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（指挿所）（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所非常用空気浄化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所加圧設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所エリアモニタ（1号及び2号炉共用）</li> <li>可搬型エリアモニタ（加圧制御用）（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時連転パルメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）</li> <li>SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用）</li> <li>大容量空冷式発電機（10.2代替電源設備）</li> <li>携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>衛星携帯通話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所用発電機車用燃料貯蔵タンク（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1号及び2号炉共用）</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機は「10.2代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p>				
<p>b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連転パルメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うための必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯通話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワ</p>					

【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>一 くに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動及び免震設計に基づく設計とする。地震及び津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対する設計は、「ロ. (1) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ. (2) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電炉外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を含め、重大事故等に対処するために必要な要員を収容することができ設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行う。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所へ、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を使用する。</p>	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動及び免震設計に基づく設計とする。地震及び津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対する設計は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電炉外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を含め、重大事故等に対処するために必要な要員を収容することができ設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行う。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所へ、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を使用する。</p>					

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
**【10.10 緊急時対策所】**

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射能物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策棟内）でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件を考慮しない要件においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所については、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性については、想定する放射能物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急時対策棟内）でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件を考慮しない要件においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所については、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊急時対策棟内）にこととまるともする要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>				



上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>る設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。                      重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（緊急時対策棟内）において把握できる情報収集設備を使用する。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等（緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるよう、緊急時運転パラメータ（SPDS）及び SPDS データ表示装置を設置する設計とする。                      緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>大容量空冷式発電機から給電</b>できる設計とする。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。                      重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）から中央制御室、屋内外の作業場所、本庄、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。                      全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、<b>緊急時対策所用発電機車</b>を使用する。                      緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台設置することで、多重性を有する設計とする。                      緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃</p>	<p>る設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。                      重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（緊急時対策棟内）において把握できる情報収集設備を使用する。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等（緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるよう、緊急時運転パラメータ（SPDS）及び SPDS データ表示装置を設置する設計とする。                      緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>大容量空冷式発電機から給電</b>できる設計とする。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。                      重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）から中央制御室、屋内外の作業場所、本庄、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。                      緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。                      全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、<b>緊急時対策所用発電機車</b>を使用する。                      緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台設置することで、多重性を有する設計とする。                      緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給で</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>料を補給できる設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所遮へいは、「チ. (1) (iii) 遮へい設備」にて記載する。 緊急時対策所換気設備は、「チ. (1) (iv) 換気設備」にて記載する。 緊急時対策所エアモニタは、「チ. (1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。 緊急時対策所の通信連絡設備は、「ヌ. (3) (vii) 通信連絡設備」にて記載する。 大容量空冷式発電機は、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>きる設計とする。 これらの具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内）（1号及び2号炉共用））</li> <li>・緊急時対策所非常用空気浄化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所加圧設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所エアモニタ（1号及び2号炉共用）</li> <li>・可搬型エアモニタ（加圧制御用）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時運転制御パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10.2代替電源設備）</li> <li>・携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1号及び2号炉共用）</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機は「10.2代替電源設備」にて記載する。</p> <p>10.10.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 (1) 緊急時対策所（指挿所） 緊急時対策所（指挿所）は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。 緊急時対策所（指挿所）は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策所（指挿所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所（指挿所）の屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所（指挿所）付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所（指挿所）内を換気するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表の装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指挿所）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（指挿所）に給電するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットを有し、さらに、換気設備の電源を告冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、中央制御室とは離れた緊急時対策棟内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策所（指挿所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所（指挿所）の屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内容を反映</li> <li>設置変更許可申請書の変更内容を反映</li> <li>設置変更許可申請書の変更内容を反映</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>非常事態対策要領（既存）</li> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>非常事態対策要領（既存）</li> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>非常事態対策要領（既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p><b>策棟（指挿所）</b>付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用非常用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所用空気浄化ファンユニットは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を搬気するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>10.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指挿所） 緊急時対策所（指挿所） 緊急時対策所（指挿所）と一体のコングリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、弁操作等によって、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができて、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに車輪止め等によって固定すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、他の設備</p>				

【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、電源操作等によつて、<u>通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成を</u>することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所選へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、弁操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成ができてから他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、通常時に稼働中の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として固定することと並びに車輪止め等によつて固定することとで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、電源操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(規定済)</p>			

10.10.2.2.3 共用の禁止  
基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

(1) 緊急時対策所（指挿所）  
緊急時対策所（指挿所）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指挿命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所選へい（緊急時対策所（指挿所））、緊急時対策所用空気浄化ファン、緊急時対策所用空気浄化フィルターユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>伝送システム(SPBS)、SPBS データ表が設置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所への（緊急時対策所（緊急時対策棟内）、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所非常用発電機専用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所非常用発電機専用給油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPBS）及びSPBS データ表が設置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できるよう設計する。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>10.10.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.8.2 容量等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）の指称スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする乗務員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が代</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>啓緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に 対処するために必要な数量の放射線管理用資機 材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p><b>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時 対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊 急時対策所加圧設備は、緊急時対策所（指挿所） 内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、 酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がな く維持できる設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急 時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、 故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1 台に加えて、同容量の予備機を1台設置する。</b></p> <p><b>また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等 を行うための区画を含め緊急時対策所（指挿 所）内に対し、放射線による悪影響を及ぼさな いよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着 能力を有する設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所加圧設備は「実用発電用原子炉 に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」 における放射性物質の放出時間が10時間である ことを踏まえ、緊急時対策所（指挿所）内を加 圧するため、必要な容量を確保するだけにな く、予測困難なブルームの通過に対して十分な 余裕を持つ容量を保管する設計とする。</b></p> <p><b>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車 は、1台で緊急時対策所（指挿所）に給電する ために必要な容量を有するものを1台使用す る。保有数は、使用する1台と故障時及び保守 点検による待機除外時のバックアップ用として 2台の合計3台（1号及び2号共用）保管す る設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料 油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、 1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続 定格運転に必要な容量を有するとともに、回送 量の予備機を1基（1号及び2号共 用）設置することにより多重性を持つ設計と する。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、 1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転 に必要な燃料を供給できる容量を有するととも に、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及 び2号共用）設置することにより多重性を持 つ設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所 （指挿所）の放射線量の測定が可能な台数とし て2台（1号及び2号共用）、故障時及び保守 点検による待機除外時のバックアップ用として</b></p>	<p>記載すべく内容</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</li> <li>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</li> <li>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</li> <li>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内 容を反映</li> <li>バックアップを含めた保有台 数については、2次文書他に 記載する。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準 （既存）</li> <li>非常事態対策要領 （既存）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準 （既存）</li> <li>非常事態対策要領 （既存）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準 （既存）</li> <li>非常事態対策要領 （既存）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準 （既存）</li> <li>非常事態対策要領 （既存）</li> </ul>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容 を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容 を反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を 反映する。</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 記載する。	該当規定文書 ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理 要領(既存) ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>1台の合計3台(1号及び2号炉共用)を保管する設計とする。</p> <p>及びSPDSデータ表示装置(緊急時対策所及び計装設備(重大事故等対処設備)と兼用)は、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(指挿所)内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット2個使用とする。保有数は1セット2個(1号及び2号炉共用)と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個(1号及び2号炉共用)を保管する設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)の指標スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所(緊急時対策棟内)に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1台に加えて、同容量の予備機を1台設置する。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、身体サージャケット及び作業服の着替え等を行うための区画を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予備困難なフルームの通過に対して十</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>第83条にて整理</p>	<p>記載の考え方</p> <p>記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</li> <li>・バックアップを含めた保有台数については、2次文書他に記載する。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準(既存)</li> <li>・通信連絡設備管理要領(既存)</li> <li>・放射線管理基準(既存)</li> <li>・放射線管理要領(既存)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準(既存)</li> <li>・非常事態対策要領(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>



上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>十分な余裕を持つ容量を保管する設計とする。</p> <p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを1台使用する。保有数は、使用する1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支障がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を1基の合計2基（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できる容量を有するとともに、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の放射線量の測定が可能なた数として2台（1号及び2号炉共用）故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット1個使用する。保有数は1セット2個（1号及び2号炉共用）と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>10.10.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指挿所） 緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指挿所））は、コンクリート構造物として代替緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指挿所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指挿所）の屋上にあり、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタは、重大事故等時における緊急時対策所（指挿所）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指挿所）のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指挿所）内で可能な設計とする。</p>				
	<p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）                  緊急時対策所選へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、コンクリート構造物として緊急時対策所と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指挿所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指挿所）の屋上にあり、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時における緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟のそれぞれ別の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>10.10.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指挿所） 緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指挿所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指挿所）の屋上に設置する。</p> <p>また、外気中の放射物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（指挿所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所（指挿所）近傍に配備する設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（指挿所）内を加圧する必要があるため、緊急時対策所（指挿所）内の手動操作バルブにより確実に空気が加圧操作ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とする。また、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟（指挿所）及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟（指挿所）近傍に配備する。緊急時対策棟（指挿所）</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>上の電脈ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（指挿所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策棟（指挿所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（指挿所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所（指挿所）内にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS データ表が妻置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟（指挿所）内に、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指挿所）の屋上に設置する。</p> <p>また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるように、緊急時対策棟（指挿所）近傍に配備する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（緊急時対策棟内）を加圧する必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の手動操作バルブにより確実に空気が加圧操作ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭成し、設置場所にて固定できる設計とする。緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やか</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>に行えるよう、緊急時対策棟（指押所）近傍に配備する。緊急時対策棟との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策棟（指押所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、入力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>10.10.2.3 主要設備及び仕様                      緊急時対策所（重大事故等時）の主要設備及び仕様は第10.10.2表及び第10.10.3表に示す。</p> <p>10.10.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指押所）                      居住性の確保として使用する緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指押所））は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確保が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p>		<p>試験検査については、第83条のサーベイランスにて整理。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、機軸負荷へ連続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策用エアモニタ及び可搬型エアモニタ（加圧判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正がで</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）居住性の確保として使用する緊急時対策所への（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、開放が可能な</p>				

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、機械負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p>				

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(a) 通信連絡設備                      発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への喚動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、<b>警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管するものに限る。</b>また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。                      発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、要簡所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、<b>通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</b>また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。                      通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信回線に接続し、輻射等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>10.13 通信連絡設備                      10.13.1 通常運転時等                      10.13.1.1 概要                      設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、<b>警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</b>                      また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。                      代替緊急時対策所の通信連絡設備は、<b>緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</b>                      10.13.1.2 設計方針                      (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への喚動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、<b>警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</b>また、<b>緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）</b>を設置する設計とする。                      なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。                      (2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、<b>通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</b>また、<b>発電所外から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）</b>を設置する設計とする。                      通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻射等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。                      なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書                      記載内容の概要</p>



【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(vii) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等のできる装置及び音声等により行うことができる装置及び非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）へ事故状態等の把握に必要なデータを送信できる装置（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>（中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる装置（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>10.13.1.3 主要設備 10.13.1.3.1 通信連絡設備（1号及び2号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等のできる装置及び音声等により行うことができる装置として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）へ事故状態等の把握に必要なデータを送信できる装置（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を設置する。なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>（中略）</p> <p>10.13.2 重大事故等時 10.13.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる装置（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>・必要な保有数は83条にて整理済</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・運転基準（既存） ・発電課緊急事態対応要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>(SPDS) は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指挿所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指挿所)又は緊急時対策所(指挿所)内の電源から充電することできる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指挿所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指挿所)又は緊急時対策所(指挿所)内の電源から充電することできる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星携帯電話設備(衛星携帯電話(固定型)、携帯型)(1号及び2号炉共用)</li> <li>無線連絡設備(無線通話装置(携帯型))(1号及び2号炉共用)</li> <li>携帯型通話設備(携帯型有線通話装置)(1号及び2号炉共用)</li> <li>緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)(1号及び2号炉共用)</li> <li>SPDS データ表示装置(1号及び2号炉共用)</li> <li>大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備)</li> <li>代替緊急時対策所用発電機(1号及び2号炉共用)</li> </ul> <p>(10.10 緊急時対策所)</p>			<p>要領 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守基準 (既存)</li> <li>・ 保安規定に基づく保守業務要領 (既存)</li> <li>・ 放射線管理基準 (既存)</li> <li>・ 放射線管理要領 (既存)</li> </ul>	<p>記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする場合、通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、<b>緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟</b>に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加え、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>緊急時対策所用発電機</b>から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することができ、使用後の充電池は、中央制御室、<b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策棟（緊急時対策棟内）</b>の電源から充電することによる設計とする。</p> <p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>緊急時対策所用発電機</b>から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である</p>	<p>緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） 大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする場合、通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、<b>緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟</b>に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加え、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>緊急時対策所用発電機</b>から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することができ、使用後の充電池は、中央制御室、<b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策棟（緊急時対策棟内）</b>の電源から充電することによる設計とする。</p> <p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>緊急時対策所用発電機</b>から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加え、全交流動力源が喪失した場合においても、代替電源設備である</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）  
【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基礎地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>大容量空冷式発電機については、<b>「ス、(2)(iv)代替電源設備」</b>にて記載する。</p> <p><b>緊急時対策所用発電機</b>については、<b>「ス、(3)(vi)緊急時対策所」</b>にて記載する。</p> <p>運転指令設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>非常用サイレン（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>加入電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>電力伝送通信用電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>テレビ会議システム（社内）（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>無線連絡設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>携帯型通話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型、携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、設計基準地震時及び重大事故等時にも使用する。</p>	<p>大容量空冷式発電機又は緊急時対策所（免震重要棟内）用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基礎地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用）</li> <li>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（1号及び2号炉共用）</li> <li>緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）</li> <li>大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備）</li> <li>代替緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所）</li> <li>緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所）</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p><b>緊急時対策所用発電機</b>については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>（中略）</p> <p>10.13.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携帯型通話設備は、重大事故等時における建屋内（原子炉格納容器内を除く。）及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が移行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が移行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、<b>緊急時対策棟（操所）</b>又は<b>緊急時対策棟</b>のそれぞれ環境条件を考慮した設計とする。</p>				

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>A. 1 号付 (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) (i) 重大事故等対策 (中略) d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。 (a) 手順書の整備 重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略) (a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) 5.1 重大事故等対策 5.1.1 重大事故等対策設備に係る事項 (中略)</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) (1) 手順書の整備 重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略) 8. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p>	<p>第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付 2 及び添付 3 に規定済</p>	
<p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) (i) 重大事故等対策 (中略) d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。 (a) 手順書の整備 重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略) (a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) (1) 手順書の整備 重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略) 8. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) (1) 手順書の整備 重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。 (中略) 8. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p>	<p>第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付 2 及び添付 3 に規定済</p>	<p>発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち</p>

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要が要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要が要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 実施組織の明構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。 a 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転班上の措置、原子炉施設の保安維持を行う。 b 休修班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに原子炉施設の消火活動を行う。 c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチェンジングエリア設置を行う。 d 土木建築班は、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p>	<p>・設置変更許可申請書の更新内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】</p>	<p>社内規定文書</p>
<p>(c-2) 実施組織を、運転員等により事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班、発電設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班で構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>b. 実施組織を、運転班（当直員）を含む。（保修班、安全管理班及び土木建築班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、発電設備の保安維持を行う。 保修班は、発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに消火活動を行う。 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチェンジングエリア設置を行う。 土木建築班は、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p>	<p>(7) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・設置変更許可申請書の更新内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】</p>	<p>社内規定文書</p>
<p>(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子炉防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等対策を実施する。</p> <p>時間外、休日（夜間）においては、重大事</p>	<p>c. 所長（原子炉防災管理者）は、警戒事象（原子炉事故対策特別措置法第10条の可能性がある事象、設備等又は自然災害等発生）により緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集連絡を行い、所長（原子炉防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等対策を実施する。</p>	<p>(7) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・設置変更許可申請書の更新内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】</p>	<p>社内規定文書</p>

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>事故が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の全要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>策を実施する。</p> <p>時間外、休日(夜間)においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の全要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、<b>緊急時対策所(指揮所)</b>に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・運転基準(既存) 【運転員等の管理】</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>(c-8) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要ことから、支援組織が、発電所内外に通信ネットワークと連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信システムを含む)を備えた緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策棟内)を整備する。</p> <p>さらに、実施組織が中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図るため、携帯型無線通話装置、無線通話装置(携帯型)及び衛星携帯通話装置を整備する。</p>	<p>h. 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要ことから、以下の施設及び設備を整備する。</p> <p>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ送システム(SPDS)及びSPDS データデータ表示装置、発電所内外に通信ネットワークと連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信システム(テレビ会議システムを含む)、衛星携帯通話装置及び携帯型無線通話装置を備えた緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策棟内)を整備する。</p> <p>実施組織が、中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図るため、携帯型無線通話装置、無線通話装置(携帯型)及び衛星携帯通話装置を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(f) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータを送信システム(SPDS)データ表示装置、発電所内外に通信ネットワークと連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信ネットワーク(テレビ会議システムを含む。)を備えた<b>緊急時対策所(指揮所)</b></p> <p>b 実施組織が中央制御室、<b>緊急時対策所(指揮所)</b>及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存) 【通信連絡設備の整備に関する事項】</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原予処施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>a. 可搬型設備等による対応</p> <p>(a-3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>(a-3-1) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>(中略)</p> <p>(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びフラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に際した対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外から優先順位に促った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）での監視機能が一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できる場合に、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>5.2.1 可搬型設備等による対応</p> <p>(3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びフラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に際した対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外から優先順位に促った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）での監視機能が一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できる場合に、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(6) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びフラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に際した対応操作を選定する。</p> <p>緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）での監視機能が一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できる場合に、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づいて当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>設置変更許可申請書の變更内容を反映</p> <p>設置変更許可申請書（既存） （添付：大規模損壊時対応ガイドライン）</p>		
<p>(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>環境への放射線物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しも早期活動を把握すること、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び効果的な対応を選定等を基に有効かつ効果的な対応を選定</p>	<p>b. 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>大規模損壊発生時には、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しも早期活動を把握すること、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び効果的な対応を選定等を基に有効かつ効果的な対応を選定</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>			



【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>かつ<b>効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</b></p> <p>(中略)</p> <p>上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方に基づく、大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従った具体的な対応を以下に示す。</p> <p>(a) 大規模損壊が発生又は発生する恐れがある場合、当直課長又は原子炉防災管理者は事象に応じた以下の対応及び確認を行う。</p> <p>イ. 事前予測ができない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突が発生した場合</p> <p>中央制御室が機能している場合は、当直課長が地震は緊急地震速報及び地震に伴う警報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、被災状況・運転状況の確認を行い、原子炉防災管理者へ状況報告を行う。なお、中央制御室が機能していない場合は当直課長から原子炉防災管理者へ連絡がない場合は、原子炉防災管理者が地震は緊急地震速報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行うと共に、<b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</b></p> <p>ロ. 事前予測ができて自然災害（津波）が発生した場合</p> <p>大津波警報が発令された場合、当直課長は原則として発電用原子炉を停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子炉防災管理者へ状況連絡を行う。連絡を受けた原子炉防災管理者は、要員を一旦高所へ避難させた後、第2、第3波の津波の情報を継続的に収集しながら、<b>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</b></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>		<p>・非常事態対策基準（既存） （添付：大規模損壊時対応ガイドライン）</p>	
	<p>(4) 大規模損壊発生時の対応拠点として、<b>本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）が基本となる。</b>また、運転員（当直員）の拠点については、中央制御室が機能している</p>	<p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は<b>緊急時制御室とす</b>る。 <b>緊急時対策所（指揮所）</b>以外の代替</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） 【対応拠点到関する事項】</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能していない場合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し緊急時対策本部が判断する。なお、緊急時対策所（指図所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表） 1.14 電源の確保に関する手順等 （燃料補給） （中略）	1.14.2 重大事故等時の手順等 （中略） 1.14.2.4 燃料の補給手順等 （中略） (1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給 （中略） c. 操作の成立性 （中略） なお、 <a href="#">重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、1.6 「原子炉格納容器内の冷却のための手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンク（約 108kℓ、2 基）、燃料油貯蔵タンク（約 147kℓ、2 基）、大容量空冷式発電機用燃料タンク（約 20kℓ、1 基）を管理する。</a>	(配慮すべき事項) 1 燃料補給 （中略） (1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給 （中略） 2 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、表 6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び表 13 「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンク、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。 （以下、省略）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 ・設置変更許可申請書の反映	・修繕基準（既存） ・保安規定に基づく保 修業務要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 する。

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表）</p> <p>1.17 監視測定等に関する手順等 （中略）</p>	<p>1.17.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 （中略）</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （中略）</p> <p>b. 操作手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.3 図に示す。</p> <p>① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）に移動し、監視局へソコロンを起動する。</p> <p>③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・配置し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。</p> <p>④ 安全管理班は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 安全管理班は、使用中に充電機の残量が少ない場合、予備の充電機と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>2 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （中略）</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理基準（既存）</li> <li>放射線管理要領（既存）</li> </ul> <p>【可搬型モニタリングポストによる代替測定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転基準（既存）</li> <li>【警報確認】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</li> </ul>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要			
<p>原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p>		<p>(3) 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより測定し、並びにその配置位置を記録する。可搬型エリアモニタのうち、1台を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の加圧制御用のエリアモニタとして使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順 可搬型エリアモニタによる放射線量測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5図に示す。 ① 安全管理班長は、手順書の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型エリアモニタによる放射線量の測定開始を指示する。 ② 安全管理班は、必要とする数量の可搬型エリアモニタ、記録装置、送信器、中継器及び受信器を車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟から測定場所まで運搬・配置し、監視・測定を開始する。中継器は、通信を考慮した場所に取り付ける。 ③ 安全管理班は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移動し、監視局パノンを起動し、データが伝送されていることを確認する。 ④ 安全管理班は、可搬型エリアモニタの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 安全管理班は、使用中に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>3 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 (規定済)</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>		<p>・ 非常事態対策基準 (既存) ・ 放射線管理基準 (既存) ・ 放射線管理要領 (既存)</p>		<p>・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>		<p>・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>		<p>・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>4 放射性物質の濃度の代替測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	
	<p>(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)</p> <p>a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班3名にて実施し一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。 <u>（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p>	<p>5 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)</p> <p>(1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(2) 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準（既存）</li> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>c. 放射能測定装置による上壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。  <u>【指揮所】又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>d. 海上モニタリング測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約2時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、発電所近くで約2時間と想定する。  <u>【指揮所】又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p>	<p>(3) 放射能測定装置による上壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 (中略)</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準(既存)</li> <li>放射線管理基準(既存)</li> <li>放射線管理要領(既存)</li> <li>技術基準(既存)</li> <li>通信連絡設備管理要領(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</li> </ul>
<p>(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定</p>	<p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (中略)</p> <p>(1) 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)</p> <p>b. 操作手順 可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射線量・雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.13図に示す。                  ① 総括班長は、手順着手の判断基準に基づき、総括班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射線量・雨量の代替測定の開始を指示する。                  ② 総括班は、可搬型気象観測装置一式を</p>	<p>(対応手段等) 風向、風速その他の気象条件の測定 (中略)</p> <p>1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策基準(既存)</li> <li>技術基準(既存)</li> <li>通信連絡設備管理要領(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</li> </ul>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>車等に搭載し、保管場所である緊急時対応班庫（指揮所）又は緊急時対策機から指定の場所まで運搬・配置する。</p> <p>③ 総括班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策班（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 総括班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p> <p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 総括班は、使用中に本電池の残量が少ない場合は、予備の充電電池と交換する。                      （連続約 12 時間使用可能）</p> <p>（以下、省略）</p>				



設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表）</p> <p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等                      （緊急時対策所（指稱所））</p> <p>（方針目的）                      緊急時対策所（指稱所）に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に                      対処するために必要な指示を行う要員が緊急                      時対策所（指稱所）にとどまり、重大事故等                      に対処するために必要な指示を行うととも                      に、発電所の内外の通信連絡をする必要のあ                      る場所と通信連絡し、重大事故等に対処す                      るために必要な要員を収容する等の緊急時                      対策本部としての機能を維持するために必要                      な居住性の確保、必要な指示及び通信連                      絡、必要な数の要員の収容、代替電源設                      備からの給電に関する手順等を整備する。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等                      1.18.2.1 居住性を確保するための手順等                      重大事故が発生した場合においても、重大                      事故等に対処するために必要な指示を行う要                      員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えな                      いようにするために必要な対応手段として、                      緊急時対策所（指稱所）（緊急時対策所（指稱                      所））、緊急時対策所非常用空気浄化設備、                      緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用発電                      機車、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計によ                      り、緊急時対策所（指稱所）にとどまるた                      るために必要な居住性を確保する。                      また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊                      急時対策所（指稱所）内に侵入した場合にお                      いても、緊急時対策所エリアモニタにて監                      視、測定することにより、緊急時対策所（指                      稱所）内への放射性物質の侵入を低減する。                      緊急時対策所（指稱所）内が事故対策のた                      めの活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭                      素濃度の範囲にあることを把握する。                      これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手                      順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指稱所）立ち上げの手順                      * 重大事故が発生するおそれがある場合、緊急                      時対策本部（指稱所）を使用し、緊急                      時対策本部を設置するための準備として、緊                      急時対策所（指稱所）を立ち上げるための手                      順を整備する。</p>	<p>操作手順                      緊急時対策所の居住性等に関する手順等                      （緊急時対策所（指稱所））</p> <p>① 方針目的                      緊急時対策所（指稱所）に関し、重大事故                      等が発生した場合においても、重大事故等に                      対処するために必要な指示を行う緊急時対策                      本部要員が緊急時対策所（指稱所）にとどま                      り、重大事故等に対処するために必要な指示                      を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行                      う必要がある場所と通信連絡し、重大事故等                      に対処するために必要な数の要員を収容する                      等の緊急時対策本部としての機能を維持する                      ための必要な居住性の確保、必要な指示及び                      通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源                      設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等                      居住性の確保                      緊急時対策本部は、重大事故等が発生した                      場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備によ                      る放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所                      の放射性物質の被ばく線量を7日間で100mSv                      を超えないようにするために必要な指示を行                      う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日                      間で100mSvを超えないようにするため、以                      下の手順等により緊急時対策所（指稱所）の居                      住性を確保する。                      多線形拡張設備を使用した運用手順及び運                      用手順の詳細な内容等について、設置変更許                      可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>1 緊急時対策所（指稱所）立ち上げの手順                      緊急時対策本部は、緊急時対策本部（指稱                      所）を使用し、緊急時対策本部を設置する                      ための準備として、緊急時対策所（指稱                      所）を立ち上げる。</p>	<p>設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準                      （既存）                      ・非常事態対策要領                      （既存）                      ・放射線管理基準（既                      存）                      ・放射線管理要領（既                      存）</p>	<p>社内規定文書                      記載内容の概要</p>
			<p>設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準                      （既存）                      ・非常事態対策要領                      （既存）                      ・放射線管理基準（既                      存）                      ・放射線管理要領（既                      存）</p>	<p>設置変更許可申請書の内容を反映</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>※緊急時体制が発令され、緊急時対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p> <p>a. <b>緊急時対策所非常用空気浄化設備</b>運転手順  <b>緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。</b>  <b>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</b></p> <p>(a) 手順着手の判断基準  <b>緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</b></p> <p>(b) 操作手順  <b>緊急時対策所（指揮所）立上げ時の緊急時対策所非常用空気浄化設備運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気浄化設備の概略系統図を第 1.18.2 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。</b>  <b>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気浄化設備の起動を指示する。</b>  <b>② 総括班長は、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</b>  <b>③ 総括班長は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンパを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（40～50m<sup>3</sup>/min）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の圧力を截止圧（100Pa以上）に調整する。</b></p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は総括班他 1 名で行い、一連の操作完了まで約 20 分と想定する。</p> <p>b. <b>緊急時対策所加圧設備</b>による空気供給準備手順  <b>緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替への準備を行う</b>手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準  <b>緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</b></p> <p>(b) 操作手順  <b>緊急時対策所加圧設備</b>による空気供給準備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給準備時の概略系統図を第 1.18.3 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。</p>	<p>(1) <b>緊急時対策所非常用空気浄化設備</b>運転手順                  緊急時対策本部は、<b>緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</b>                  全交流動力電源喪失時は、<b>代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備</b>を起動する。                  手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(2) <b>緊急時対策所加圧設備</b>による空気供給準備手順                  緊急時対策本部は、<b>緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替への準備を行う。</b>                  手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書                  記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所加圧設備の系統構成（空気ボンベから室内の空気供給装置まで）を指示する。</p> <p>② 総括班他は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他5名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。</p> <p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 総括班他は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 総括班長は、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が18%以上又は二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、給排気ダンプの開度調整により、換気量を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所加圧設備を使用している場合において、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（指揮所）内に設置されている空気ボンベ加圧ラインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンプの開度調整により、空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内に総括班他1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、弁及びダンプの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の更新内容を反映</p> <p>・設置変更許可申請書の更新内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(2) 原子炉災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順                  原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内へ<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>を設置する手順を整備する。</p> <p>1号炉及び2号炉原子炉格納容器の周囲8方位を囲むように配備する可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と<u>緊急時対策所（指稱所）</u>の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u>設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順                  緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。                  ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。                  ② 安全管理班は、<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>を設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は緊急時対策所（指稱所）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(2) 原子炉災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順                  原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内へ<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>を設置する手順を整備する。</p> <p>1号炉及び2号炉原子炉格納容器の周囲8方位を囲むように配備する可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と<u>緊急時対策所（指稱所）</u>の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u>設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順                  緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。                  ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。                  ② 安全管理班は、<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>を設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は緊急時対策所（指稱所）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載すべき内容                  原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順                  緊急時対策本部は、原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内へ<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>を設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と<u>緊急時対策所（指稱所）</u>の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは<u>緊急時対策所（指稱所）</u>内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>記載の考え方                  ・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書                  ・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）                  ・放射線管理基準（既存）                  ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書                  記載内容の概要                  ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>(3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等                  重大事故が発生した場合、<u>重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</u></p> <p>a. <u>緊急時対策所（指稱所）</u>にとどまる要員について                  プールーム通過中においても、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>にとどまる要員は、休憩、仮眠をとするための交代要員を考慮して、<u>重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員49名と、原子炉格納容器の破損等による発電班外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員38名の合計87名と</u></p>	<p>(3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等                  重大事故が発生した場合、<u>重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</u></p> <p>a. <u>緊急時対策所（指稱所）</u>にとどまる要員について                  プールーム通過中においても、<u>緊急時対策所（指稱所）</u>にとどまる要員は、休憩、仮眠をとするための交代要員を考慮して、<u>重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員49名と、原子炉格納容器の破損等による発電班外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員38名の合計87名と</u></p>	<p>重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等                  緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、<u>重大事故等に対処するための必要な指示を行う緊急時対策本部要員等</u>を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) <u>緊急時対策所（指稱所）</u>にとどまる緊急時対策本部要員について                  緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、プールーム放出口のおそれがある場合、以下の要員を自主とし、最大収容可能人数の範囲で<u>緊急時対策所（指稱所）</u>にとどまる要員を判断する。                  プールーム通過中においても、<u>緊急時対策</u></p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化と判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備からの緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p>	<p>想定している。 ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、<b>最大収容可能人数（100名）の範囲で緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員を判断する。</b></p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンプによる加圧操作の<b>要員配置を行うための手順を整備する。</b></p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合、<b>具体的には以下のいずれかに該当した場合。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、原子炉格納施設と緊急時対策所（指揮所）の間8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が0.1mSv/h以上となった場合。</li> <li>中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、<b>緊急時対策所（指揮所）内でのアラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</b></li> <li>炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、<b>緊急時対策所（指揮所）内でのアラント状態監視の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</b></li> </ul> <p>(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、総括班他へパラメータの監視強化及び空気ポンプによる加圧操作の要員配置を指示する。</li> <li>総括班他は<b>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）</b>の監視強化を行う。</li> <li>総括班他は加圧操作の要員を配置する。</li> </ol>	<p>にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) <b>緊急時対策所加圧設備</b>への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化及び<b>緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</b></p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
		<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指種所）内にて総括班他3名で行う。室内での要員の配置のみであるため、短時間での対応が可能である。 なお、直接続、スカイライン線では8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち複数台の指上昇が予想されることから、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指上昇も参考とする。</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から蒸気等の放射物質が放出され、緊急時対策所（指種所）に接近した場合、緊急時対策所非常用空気を化設備による緊急時対策所（指種所）内の換気を停止し、緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（指種所）内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合、                  ・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となった場合。                  ・緊急時対策所エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（指種所）内を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備連動時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。                  ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班他に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（指種所）内加圧の開始を指示する。                  ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気を化設備による緊急時対策所（指種所）内の換気を停止とする。                  ③ 総括班他は、緊急時対策所（指種所）内の流量調節弁及び排気ダンプを操作し、緊急時対策所（指種所）内の流量（10.7m<sup>3</sup>/min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（指種所）内を微正圧（100Pa（leage））に調整する。                  なお、緊急時対策所非常用空気を化設備又は緊急時対策所加圧設備連動時の酸素濃度及び酸化炭素濃度の監視手順については、(1)緊急時対策所（指種所）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（指種所）内の酸素濃度及び酸化炭素濃度の監視手順」に示す。</p>	<p>(規定済)</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策所本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気を化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（指種所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容に反映する。</p> <p>多岐性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映                  ・設置変更許可申請書の反映</p>	<p>・設置変更許可申請書の反映                  ・設置変更許可申請書の反映</p>	<p>社内規定文書                  記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>その後、可搬型エアリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エアリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指種所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合は、緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切り替える。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指種所）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分と想定する。</p> <p>d. 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替え手順 緊急時対策所（指種所）周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所（指種所）加圧設備による加圧を停止し、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（指種所）内の換気を開始する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 可搬型エアリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エアリアモニタにて空気吸収効率等を確認的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備に切り替える手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.2図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。 ① 本部長は、作業手の判断基準に基づき、総括班長に緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替えを指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（指種所）内の換気を開始する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指種所）内の給排気タンバを操作し、緊急時対策所（指種所）内の流量（40～50m<sup>3</sup>/min）を調整する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所（指種所）内の空気供給弁を閉とし、緊急時対策所加圧設備による加圧を停止する。 ⑤ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指種所）内の給排気タンバを操作し、緊急時対策所（指種所）内を微正圧（100Pa level）に調整する。 なお、緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、1(1)緊急時対策所（指種所）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（指種所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性</p>	<p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替え手順 緊急時対策本部は、可搬型エアリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エアリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指種所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切り替える。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多感圧拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(対応手段等)                      必要な指示及び通信連絡                      重大事故等が発生した場合、重大事故等に                      対処するために必要な指示を行う要員等が、                      緊急時対策所（指種所）の情報収集設備及び                      通信連絡設備により、必要なプラントパラメ                      ータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処                      するために必要な情報を把握するとともに、                      重大事故等に対処するための対策の検討を行                      う。                      重大事故等に対処するための対策の検討に                      必要な資料を、緊急時対策所（指種所）に整                      備する。当該資料は常に最新となるよう通常                      時から維持・管理する。                      重大事故等が発生した場合、緊急時対策所                      （指種所）の通信連絡設備により、発電所内                      外の通信連絡をする必要がある場所と通信連                      絡を行う。                      全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設                      備により緊急時対策所（指種所）の情報収集                      設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>	<p>上記の対応は、緊急時対策所（指種所）                      内にて、総括班他3名で行い、一連の操                      作完了まで約2分と想定する。                      なお、緊急時対策所非常用空圧化設備                      への切替えを判断する場合は、モニタリ                      ングモニタリングホスト及び可搬型エリア                      モニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリア                      モニタの指示値も参考とする。</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な                      指示及び通信連絡に関する手順等                      重大事故等が発生した場合において、重大                      事故等に対処するために必要な指示を行う要                      員等が、緊急時対策所（指種所）の情報収集                      設備及び通信連絡設備により、必要なプラ                      ントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故                      等に対処するために必要な情報を把握すると                      ともに、重大事故等に対処するための対策の                      検討を行う。                      また、重大事故等に対処するための対策の                      検討に必要な資料を、緊急時対策所（指種                      所）に整備する。                      重大事故等が発生した場合において、緊急                      時対策所（指種所）の通信連絡設備により、                      発電所内外の通信連絡をする必要がある場所                      と通信連絡を行う。                      全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設                      備からの給電により、緊急時対策所（指種                      所）の情報収集設備及び通信連絡設備を使用                      する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指種所）情報収集設備によ                      るプラントパラメータ等の監視手順                      重大事故等が発生した場合、緊急時対策所                      （指種所）情報収集設備である緊急時運転パ                      ラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS デ                      ータ表示装置により重大事故等に対処するた                      めに必要なプラントパラメータ等を監視する手                      順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                      緊急時対策所（指種所）の立上げ時。</p> <p>b. 操作手順                      緊急時運転パラメータ伝送システム                      （SPDS）については、常時、伝送が行われ                      ており、SPDS データ表示装置を起動し、監                      視する手順は以下のとおり。緊急時対策所                      （指種所）情報収集設備を第 1.18.10 図に                      示す。                      (1) 総括班他は、作業着手の判断基準に基                      づく SPDS データ表示装置の接続を確認                      し、端末（PC）を起動する。</p>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運                      用手順の詳細な内容等について、設置変更許                      可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>必要な指示及び通信連絡                      通信連絡等に対処する以下の事項について明確                      にする。                      1 重大事故等に対処するために必要な情報                      を把握するため、緊急時対策所（指種所）                      の情報収集設備及び通信連絡設備により、                      必要なプラントパラメータ等を監視又は収                      集する。                      2 重大事故等に対処するための対策の検討                      に必要な資料を、緊急時対策所（指種所）                      に配備し、常に最新となるよう通常時から                      維持・管理する。                      3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策                      所（指種所）の通信連絡設備により、発電                      所内外の通信連絡をする必要がある場所と                      通信連絡を行う。                      4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源                      設備により緊急時対策所（指種所）の情報                      収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指種所）情報収集設備に                      よるプラントパラメータ等の監視手順                      重大事故等が発生した場合、緊急時対策所                      によるプラントパラメータ等の監視が                      発生した場合、緊急時対策所（指種所）情報収集                      設備である緊急時運転パラメータ伝送シ                      ステム（SPDS）及び SPDS データ表示装置に                      より重大事故等に対処するために必要な                      プラントパラメータ等を監視する。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許                      可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運                      用手順の詳細な内容等について、設置変更許                      可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>設置変更許可申請                      書の変更内容を反                      映</p>	<p>・非常事態対策要領                      （既存）                      ・非常事態対策要領                      （既存）                      ・技術基準（既存）                      ・通信連絡設備管理要                      領（既存）</p>	
			<p>設置変更許可申請                      書の変更内容を反                      映</p>	<p>・非常事態対策基                      準（既存）                      ・非常事態対策要領                      （既存）                      ・技術基準（既存）                      ・通信連絡設備管理                      要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映                      する。</p>



設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>② 総括班他は、SPDS データ表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>				
<p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（指揮所）に整備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に整備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行う。</p>	<p>(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備を第1.18.4表に示す。 発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手続等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡」に関する手順等1にて整備する。</p>	<p>(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手続等、必要な手順の詳細は、表19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>(対応手段等) 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に実施するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との幅離れをレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を確保する。 これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>1. 18. 2. 3 必要な数の要員の収容に係る手順等 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に実施するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との幅離れをレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を確保するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p>	<p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に実施するために必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>・ 重大事故等に対処するために必要な指示</p>	<p>(1) 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について 安全管理課長は、1 週間外部からの支援</p>	<p>1 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処す</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>安全管理班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、ホケット線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。</p> <p>また、安全管理班長は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量を監視するため、可搬型エリアモニタを設置するとともに、線量が上昇した場合、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順                  緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、運用する手順を整備する。</p> <p>• 緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p>	<p>がなくとも対策要員が使用する十分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合に、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>安全管理班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、ホケット線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。</p> <p>また、安全管理班長は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量を監視するため、可搬型エリアモニタを設置するとともに、線量が上昇した場合、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順                  緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、運用する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順                  チェンジングエリアを設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.11 図に示す。                  ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチェンジングエリアの設置を指示する。                  ② 安全管理班は、発生用シートにてチェンジングエリア設置場所を発生する。                  ③ 安全管理班は、各エリアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。                  ④ 安全管理班は、各エリア間の境界にバリア、粘着マットを設置する。                  ⑤ 安全管理班は、脱衣収納容器、GM 汚染サーベイメーター等を必要箇所を設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、安全管理班 2 名で行い、一連の操作完了まで約 60 分と想定する。                  チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、安全管理班の放射性物質による</p>	<p>るために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順                  緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>• 設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>(既存)                  ・非常事態対策要領 (既存)                  ・放射線管理要領 (既存)</p> <p>• 放射線管理基準 (既存)                  ・放射線管理要領 (既存)                  ・非常事態対策基準 (既存)                  ・非常事態対策要領 (既存)</p>	<p>社内規定文書                  記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><b>放射線管理</b>                      現場作業を行う要員等が屋外で身体サーベ                      イを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減                      するため、遮へい効果のある待機所内で待機                      する。                      チェンジングエリア内では現場作業を行う                      要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認さ                      れた場合、サーベイエリアに隣接した除染エ                      リアにて除染を行う。除染による廃水が発生                      した場合、ウエスに染み込ませることで放射                      性廃棄物として廃棄する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ー近傍に可搬型エアモニタを設置し、放                      射線量を監視する。放射線量が上昇した場                      合、周辺に立入りを制限する等の対応を行                      う。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ーの線量が上昇する等、切替えが必要とな                      った場合、緊急時対策所非常用空気浄化フ                      イルトユニットを待機側へ切り替え、線量に                      応じ、交換、保管する。</p>	<p>汚染を確認するためのサーベイエリア及び                      現場作業を行う要員等の放射性物質による                      汚染が確認された場合の除染エリアを設                      け、安全管理班2名が身体サーベイ及び汚                      染している現場作業を行う要員等の除染を                      行うとともに、チェンジングエリアの汚染                      管理を行う。                      なお、身体サーベイを待つ現場作業等                      を行う要員等は、周辺からの放射線影響を低                      減するため、遮へい効果のある<b>緊急時対策                      所（指種所）</b>内で待機する。                      チェンジングエリア内での身体サーベ                      イで現場作業を行う要員等の放射性物質によ                      る汚染が確認された場合は、サーベイエ                      リアに隣接した除染エリアにて濡れウエス                      等による拭き取り除染を行うことを基本と                      するが、拭き取りにて除染ができない場合                      は<b>シャワー</b>にて汚染部位の水洗による除染                      を行う。                      シャワーを用いた除染による廃水は<b>汚染                      水槽に保管し、放射性廃棄物として廃棄す                      る。</b></p> <p>c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ユニットの切替手順                      緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ユニットの線量が上昇するなど切替えが必要                      となった場合に、待機側を起動し、切替え                      を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      フィルトユニットの線量上昇等により運                      転中の緊急時対策所非常用空気浄化フ                      イルトユニットの切替えが必要となった場合、</p> <p>(b) 換作手順                      緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ユニットの切替えは、緊急時対策所非常用                      空気浄化フィルトユニットの線量が上昇す                      るなど切替えが必要となった場合、<b>緊急時                      対策所非常用空気浄化フィルトユニットを                      待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管                      する。</b>                      手順着手の判断基準については、設置変更                      許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多線性拡張設備を使用した運用手順及び運                      用手順の詳細な内容等について、設置変更                      許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ユニットの切替手順                      緊急時対策所非常用空気浄化フィルト                      ユニットの線量が上昇する等、切替えが必要                      となった場合、<b>緊急時                      対策所非常用空気浄化フィルトユニットを                      待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管                      する。</b>                      手順着手の判断基準については、設置変更                      許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の                      変更内容を反                      映</p> <p>・設置変更許可申請書の内容を反映</p> <p>・設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準                      (既存)                      ・非常事態対策要領                      (既存)</p>	<p>社内規定文書                      記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>・ 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（指種所）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指種所）内にて総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所（指種所）に設置する2系統により、数ヶ月間使用可能とする。 なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ適切に切り替え、フィルタの交換、保管等を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、各機側のフィルタユニットに切り替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>多感性感張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存） ・ 放射線管理基準（既存） ・ 放射線管理要領（既存）</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>
<p>(2) 飲料水、食料等について 防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。 安全管理課長は、緊急時対策所（指種所）内の飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（指種所）内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所（指種所）内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>未満）よりも高くなった場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>1. 18.2.4 代替電源設備からの給電手順 全交流動力電源喪失時は、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時対策所（指種所）へ給電する。 なお、緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）のうち原子炉補助建屋に設置されている機器については、代替電源として大容量空冷式発電機より給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（指種所）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。 多感性感張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の變更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存） ・ 放射線管理基準（既存） ・ 放射線管理要領（既存）</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>
<p>(対応手段等) 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指種所）の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指種所）の立ち上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（指種所）へ給電を開始する。</p>	<p>(1) 緊急時対策所用発電機車による給電 全交流動力電源喪失時は、緊急時対策所（指種所）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車を起動する。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所用発電機車へ給電する。 なお、緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）のうち原子炉補助建屋に設置されている機器については、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所用発電機車は、必要に応じて替えを行う。</p>	<p>ることにより緊急時対策所（指揮所）へ給電する。                  緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機車準備手順                  緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                  緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第1.18.14 図及び第1.18.15 図に示す。                  ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）への総括班準備作業開始を指示する。                  ② 総括班他は、電源ケーブルの絶縁抵抗測定を実施し、異常がないことを確認する。                  ③ 総括班他は、緊急時対策棟（指揮所）内の電源接続盤への電源ケーブルの接続を行う。                  ④ 総括班他は、燃料油供給ホース収納箱から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車まで、燃料油供給ホースの接続を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分を要する。                  階所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機車起動手順                  全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動手順を整備する。</p>	<p>策所（指揮所）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（指揮所）へ給電を開始する。                  (2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順                  緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行う。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>イ 緊急時対策所用発電機車起動手順                  緊急時対策棟は、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動を行う。</p>	<p>・設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。                  ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存）                  ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の内容を反映</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>燃料補給                      緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。                      重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75kℓ、2基）を管理する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準                      全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。                      (b) 操作手順                      緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による場合の概略系統図を第 1.18.16 図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第 1.18.17 図に、緊急時対策所用発電機車への燃料補給の概略系統図を第 1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.18 図に示す。                      ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指種所）電源供給作業開始を指示する。                      ② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行う。                      ③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。                      ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を人とする。                      ⑤ 総括班他は、緊急時対策所（指種所）内の交流電源盤にて受電遮断器を人とし、給電を開始する。なお、運転中の、緊急時対策所用発電機車へは、外部からの支援がなくなるとも、7日分の運転に必要な容量を有する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより、燃料（重油）を自動補給する。緊急時対策所用発電機車運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。                      (c) 操作の成立性                      上記の対応は、総括班他 3名で行い、一連の操作完了まで約 10分と想定する。暗所にいても円滑に対応でききよう、ヘッドライト等の照明を配備する。                      重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75kℓ、2基）を管理する。</p>	<p>多感性能拡張設備を使用した既用手順及び既用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）                      ・非常事態対策要領</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。                      ・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>
	<p>c. 緊急時対策所用発電機車の切替手順                      緊急時対策所用発電機車の切替手順を整備する。</p>	<p>ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順                      緊急時対策所は、緊急時対策所用発電機車の切替を行う。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切り替えを指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入手する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の交流電源盤にて待機側の受電遮断器を入手する。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の交流電源盤にて使用側の受電遮断器を切るとし、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切るとし、緊急時対策所用発電機車を停止する。</p> <p>ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約25分と想定する。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切り替えを指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入手する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の交流電源盤にて待機側の受電遮断器を入手する。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の交流電源盤にて使用側の受電遮断器を切るとし、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切るとし、緊急時対策所用発電機車を停止する。</p> <p>ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約25分と想定する。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(再掲)</p> <p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kg、2基）を管理する。</p>	<p>(再掲)</p> <p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75kg、2基）を管理する。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの新油庫を管理する。</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>非常事態対策基準 (既存) 非常事態対策要領 (既存)</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表）</p> <p>1.19 通信連絡に関する手順等 (対応手段等) 発電所内の通信連絡</p> <p>重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故対策員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮所）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置を使用する。</p>	<p>1.19.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.19.2.1 発電所内の通信連絡</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）により、運転員等、重大事故対策員及び緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策棟内」という。）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置を使用する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星携帯電話設備</p> <p>中央制御室の運転員等及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を使用する。屋外の重大事故対策員及び緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（携帯型）を使用する。これらの衛星携帯電話を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星携帯電話（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星携帯電話（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電機の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電機の残量が少ない場合、予備の充電機と交換する。</p> <p>③ 使用する端末と共に予備の充電機を携行する。</p>	<p>② 対応手段等</p> <p>① 発電所内の通信連絡 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故対策員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置を使用する。</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p> <p>• 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>• 非常事態対策基準（既存） • 技術基準（既存） • 通信連絡設備管理要領（既存）</p>	



設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該規定文書	記載内容の概要
	<p>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電機の残量が少なくなった場合は、予備の充電機と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、無線通話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員は、無線通話装置（携帯型）を使用する。発電所内でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。 これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電機又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電機又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電機又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電機又は乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電機又は乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電機又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 緊急時運転パラメータ伝送システム</p>	<p>多感性能拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p>	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可</p>	<p>原子炉施設保安規定 記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指示設備、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備のうち無線通信用装置（固定形、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通信用装置（携帯型）及び携帯型通信用装置を使用する。	② 携帯型端末の充電の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。 ii. 衛星電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	(以下、省略) (2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所 <sup>1</sup> で共有する手順等 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所 <sup>1</sup> で共有する。場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通信用装置（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	① 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所 <sup>1</sup> で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子力格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所 <sup>1</sup> で共有する。場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通信用装置（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。	設置変更許可申請書の變更内容を反映	非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存）	設置変更許可申請書の變更内容を反映
(対応手段等) 発電所外（社内外）との通信連絡 重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。	1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。	(以下、省略)	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指挿所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	発電所外（社内外）との通信連絡 1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	設置変更許可申請書の變更内容を反映	非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存）	設置変更許可申請書の變更内容を反映

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(以下、省略)</p>	<p>(中略)</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星携帯電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。また、発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（携帯型）を使用し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星携帯電話（固定型）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</li> <li>ii. 衛星携帯電話（携帯型）</li> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電機の残量及び電波の受信状態を確認する。</li> <li>② 充電機の残量が少ない場合、予備の充電機と交換する。</li> <li>③ 使用する端末と共に予備の充電機を携帯する。</li> <li>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</li> <li>⑤ 使用中に充電機の残量が少なくなった場合は、予備の充電機と交換する。</li> <li>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</li> </ol> </ol> <p>(b) 統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、統合原子炉防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信可能な状態とする。</li> <li>② 操作端末により、通信先と接続する。</li> </ol>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>ii. IP電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. 衛星通信装置（電話）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iv. IP-FAX</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 加入電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、加入電話を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 携帯型端末の充電の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>(e) 電力保安通信用電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、保安電話及び衛星電話を使用し、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 携帯型端末の充電の残量がなくなつ</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>た場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(f) テレビ会議システム（社内） 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、テレビ会議システム（社内）により、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（社内）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。</p> <p>これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>⑥ 使用中に充電電池又は乾電池の残量が少なくなかった場合は、予備の充電電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>d. 優先順位</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビス会議システム（社内）及び無線連絡設備の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>なお、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP電話、IP-FAX等）については、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレビス会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子炉発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p>	<p>⑥ 使用中に充電電池又は乾電池の残量が少なくなかった場合は、予備の充電電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>d. 優先順位</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビス会議システム（社内）及び無線連絡設備の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>なお、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP電話、IP-FAX等）については、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレビス会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子炉発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>(2) 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP-FAX等）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給</p>	<p>(2) 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給</p>	<p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所（指揮所）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビス会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
<p>電する。                      (以下、省略)</p> <p>(配慮すべき事項)                      電源確保                      全交流動方電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表へ給電する。                      給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等                      全交流動方電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、総合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表へ給電する。                      給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯電話)及び衛星型通話設備は、充電機又は乾電池を使用する。                      充電機を使用するものは、使用前及び使用中の充電機の残量確認で、残量が少ない場合、予備の充電機と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電機は、中央制御室、緊急時対策所(指種所)又は緊急時対策所(指種所内)の電源から充電する。                      乾電池を使用するものについては、使用前及び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続しての通話を可能とする。</p>	<p>記載すべき内容                      設備へ給電する。                      (配慮すべき事項)                      3 代替電源設備から給電                      (規定済)</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準(既存)</li> <li>・技術基準(既存)</li> <li>・通信連絡設備管理要領(既存)</li> </ul>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>



工事計画で抽出された運用内容整理

## 目 次

1. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

## 1. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

川内原子力発電所1, 2号炉工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の「添付-2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

(記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼びみを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、川内原子力発電所1, 2号炉工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

## 2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 川内原子力発電所 1 号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙－ 1)
  
- (2) 川内原子力発電所 2 号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙－ 2)

２．工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (１) 川内原子力発電所 1 号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

u003c/divu003e
 

設工認		号 番	
資料名	項目	記載内容	備考
1 4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	<p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（指揮所）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1.1.2 号機共用）は、重大事故等に緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u></p>	<p>（記 録） 第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成（表131-1（1）を除く。）し、保存する。ただし、表131-1（3）の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。</p>

1-1

設工認		保安規定					
番号	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	備考
1	添付資料2	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	3. 外部からの衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮 (8) 火山	発電所周辺の大気汚染に対しては、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するために、換気空調設備に対する降下火砕物の侵入を防止するためのフィルタを設置する設計とし、さらに、 <u>外気を遮断するダンパの設置又はファンの停止により、降下火砕物の侵入を防止する設計とする。</u>	添付2	3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。  <中 略>  イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。  <中 略>  キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、 <u>換気空調系の停止により緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</u>	
2	添付資料2	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	3. 外部からの衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 火災による二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）	ばい煙が発生した場合には、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するために、換気空調設備に対するばい煙の侵入を防止するためのフィルタを設置する設計とする。 さらに、 <u>ばい煙及び有毒ガスが発生した場合には、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するために外気を遮断するダンパの設置又はファンの停止により、ばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する設計とする。</u>	添付2	1.5 手順書の整備 (2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。  <中 略>  サ 外部火災によるばい煙発生時の対応  <中 略>	





		保安規定				
番号	資料番号	項目	記載内容	条	記載内容	備考
4	添付資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策 a. 可燃性の蒸気	袖内包機器を設置する火災区域又は火災区画は、潤滑油及び燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点が室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高い。可燃性蒸気を発生するおそれはない。火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止する。 このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油及び燃料油を使用すること並びに火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。	ウ	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 〈中 略〉 ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	
5	添付資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策 b. 可燃性の微粉	火災区域又は火災区画には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する常設設備はないことから、可燃性の微粉が発生するおそれはない。 「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。	ウ	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 〈中 略〉 ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	

番号	設工認			保安規定	
	資料番号	資料名	項目	記載内容	備考
6	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (6) 緊急時対策所（指揮所）の火災の発生防止対策	緊急時対策所（指揮所）の火災の発生防止として、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタを密閉した金属製の容器内に貯蔵する必要がある。 チャコールフィルタ及び微粒子フィルタは、金属製の容器や不燃シートに包んで保管することを火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 ＜中 略＞ ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策
7	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (7) 電気室の目的外使用の禁止	電気室である電気計装用電源機械室は、電源供給に火災影響を与えようような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 ＜中 略＞ ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策
8	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 5.2.2 機能設計 (4) 消火設備の設計 e. 消火設備の自然現象に対する考慮 (a) 凍結防止対策	気温の低下時においても消火設備の機能を維持する設計とするため、川内原子力発電所気象観測所に設置する温度計を中央制御室で監視し、外気温度が2℃以下となれば、温度計を監視強化し、外気温度が0℃まで低下した場合、運転基準に定めた手順に基づき、屋外の消火設備の凍結を防止するために、消火栓及び消火配管のブロー弁の微閉による消火水の通水によって、凍結防止対策を講じる。また、本運用については、火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備 (2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ＜中 略＞ ケ 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、外気温度が0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために消火栓及び消火配管のブロー弁を微開する。

設工認		保安規定					
番号	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	備考
9	添付資料 19	緊急時対策所の居住性に関する説明書	2. 緊急時対策所（指揮所）の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するためには換気設備を適切に運転し、緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する必要がある。このため、 <u>放射線管理施設の放射線管理用計測装置により、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定し、換気設備の運転・切替の確実な判断を行う。</u>	添付 3	<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所））</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の概ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために、以下の手順等により緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所（指揮所）立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（指揮所）を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。<u>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</u></p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）</p>	

設工認		保安規定				
番号	資料番号	項目	記載内容	条	記載内容	備考
					<p>内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象発生時の手順            緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、<u>緊急時対策所（指挿所）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</u>  <u>可搬型エリアモニタのうち、1 号炉及び 2 号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指挿所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指挿所）内を加圧するための判断に用いる。</u>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表 17 「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順            緊急時対策本部は、<u>可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある</u>と判断した場合、<u>パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</u></p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順            緊急時対策本部は、<u>原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えること</u>もに、<u>緊急時対策所（指挿所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</u></p>	



番号	設工認			保安規定																																																											
	資料番号	資料名	項目	記載内容	条																																																										
11	添付資料 19	緊急時の居策所に関する説明書	3. 緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策所換気設備 (3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット b. フィルタ除去性能の維持等	(a) 除去性能(効率)については、以下の性能検査を定期的の実施し、確認する。 ・微粒子/γ線素除去効率検査 ・漏えい率検査及び総合除去効率検査	83 条																																																										
				<p>b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c a 及び b による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>83-19-2 保安規定の運用</p> <p>(1) 運転上の確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転上の確認</td> <td>(1)緊急時対策所非常用空気浄化装置1基(1年以上が動作可能であること)</td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>(2)緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所蔵量が使用可能であること</td> <td>1基以上</td> </tr> <tr> <td>(3)緊急時対策所加圧設備(緊急時対策所)の所蔵量が使用可能であること</td> <td>1,400 本以上</td> </tr> <tr> <td>(4)緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であること</td> <td>2個以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運用モード</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">エアリゾネータ、フィルタ及び使用済材料ユニットに燃料棒を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所エアリゾネータ</td> <td>2個以上</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2個以上</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアリゾネータ</td> <td>2個以上</td> </tr> <tr> <td>可燃性エアリゾネータ(加圧制御用)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1台とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基</p> <p>※2:緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数</p> <p>※3:「183-18-1 監視制御設備」において運転上の制約を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>相 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及びフィルタユニットが動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>既設施設</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの劣化率(劣化率)が規定(劣化率)以上及び劣化率(劣化率)以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>既設施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気ポンプ(緊急時対策所)</td> <td>空気ポンプ(緊急時対策所)の所蔵量が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>既設施設</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>既設施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>既設施設</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>既設施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所エアリゾネータ</td> <td>緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設 備	所要数	運転上の確認	(1)緊急時対策所非常用空気浄化装置1基(1年以上が動作可能であること)	1台以上	(2)緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所蔵量が使用可能であること	1基以上	(3)緊急時対策所加圧設備(緊急時対策所)の所蔵量が使用可能であること	1,400 本以上	(4)緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であること	2個以上	運用モード	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台以上	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基以上	エアリゾネータ、フィルタ及び使用済材料ユニットに燃料棒を貯蔵している期間	緊急時対策所エアリゾネータ	2個以上	二酸化炭素濃度計	2個以上	緊急時対策所エアリゾネータ	2個以上	可燃性エアリゾネータ(加圧制御用)	※3	項目	確認事項	頻 度	相 当	緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化ファン及びフィルタユニットが動作可能であることを確認する。	1か月に1回	既設施設	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの劣化率(劣化率)が規定(劣化率)以上及び劣化率(劣化率)以上であることを確認する。	1年に1回	既設施設	空気ポンプ(緊急時対策所)	空気ポンプ(緊急時対策所)の所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設	緊急時対策所エアリゾネータ	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	1年に1回	安全管理課長	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長
項目	設 備	所要数																																																													
運転上の確認	(1)緊急時対策所非常用空気浄化装置1基(1年以上が動作可能であること)	1台以上																																																													
	(2)緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所蔵量が使用可能であること	1基以上																																																													
	(3)緊急時対策所加圧設備(緊急時対策所)の所蔵量が使用可能であること	1,400 本以上																																																													
	(4)緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であること	2個以上																																																													
運用モード	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台以上																																																													
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基以上																																																													
エアリゾネータ、フィルタ及び使用済材料ユニットに燃料棒を貯蔵している期間	緊急時対策所エアリゾネータ	2個以上																																																													
	二酸化炭素濃度計	2個以上																																																													
	緊急時対策所エアリゾネータ	2個以上																																																													
	可燃性エアリゾネータ(加圧制御用)	※3																																																													
項目	確認事項	頻 度	相 当																																																												
緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化ファン及びフィルタユニットが動作可能であることを確認する。	1か月に1回	既設施設																																																												
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの劣化率(劣化率)が規定(劣化率)以上及び劣化率(劣化率)以上であることを確認する。	1年に1回	既設施設																																																												
空気ポンプ(緊急時対策所)	空気ポンプ(緊急時対策所)の所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設																																																												
	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設																																																												
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設																																																												
	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	既設施設																																																												
緊急時対策所エアリゾネータ	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																												
	緊急時対策所エアリゾネータの所蔵量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																												

番号	設工認		保安規定																																																																	
	資料番号	資料名	項目	記載内容																																																																
12	添付資料 19	緊急時の居住性に関する説明書	4. 緊急時対策所 (指挿所) の居住性評価 4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価 4.2.2 評価結果 (2) 必要空気ボンベ本数	<p>「4.2.2 評価結果(1)b. 緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10時間使用する場合一本より、必要な空気ボンベ本数は、1本あたりの空気容量が7Nm<sup>3</sup> のもので、使用量を5.7Nm<sup>3</sup>/本とした場合、1,400本となる。</p> <p>なお、緊急時対策所 (指挿所) 内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する。</p>																																																																
12			83 条	<p>33-19-2 乗組員の制限</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設 備</th> <th>所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>(1)緊急時対策所非常用空気浄化装置1系統<sup>※1</sup>以上の配置可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>(2)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>(3)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>(4)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>運用モード</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運用モード</th> <th>設 備</th> <th>所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)</td> <td>1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、及び非常用空気ボンベに燃料は供給し、稼働している期間</td> <td>空気ボンベ (緊急時対策用)</td> <td>1,400本以上<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2台<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所エアロモニタ</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エアロモニタ (加圧用設備)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化装置1台及び緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)1台を指す。</p> <p>※2：緊急時対策所 (指挿所) 当たりの台数/所要数</p> <p>※3：「09-19-1 監視測定設備」において運転上の取組を定める。</p> <p>(2) 備置事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)及び緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>防衛隊長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>保正隊長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。</td> <td>6か月に1回</td> <td>防衛隊長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防衛隊長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアロモニタ</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>保安管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型エアロモニタ</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保安管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設 備	所 要 数	緊急時対策所非常用空気浄化装置	(1)緊急時対策所非常用空気浄化装置1系統 <sup>※1</sup> 以上の配置可能であること		緊急時対策所非常用空気浄化装置	(2)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること		緊急時対策所非常用空気浄化装置	(3)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること		緊急時対策所非常用空気浄化装置	(4)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること		運用モード	設 備	所 要 数	緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置	1台 <sup>※2</sup>	緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)	1台 <sup>※2</sup>	モード1、2、3、4、5、及び非常用空気ボンベに燃料は供給し、稼働している期間	空気ボンベ (緊急時対策用)	1,400本以上 <sup>※3</sup>		二酸化炭素濃度計	2台 <sup>※4</sup>		緊急時対策所エアロモニタ	2台 <sup>※2</sup>		可搬型エアロモニタ (加圧用設備)	※3	項目	確認事項	頻 度	担 当	緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)及び緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	1か月に1回	防衛隊長	緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保正隊長	緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	6か月に1回	防衛隊長	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防衛隊長	緊急時対策所エアロモニタ	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保安管理課長	可搬型エアロモニタ	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保安管理課長
項目	設 備	所 要 数																																																																		
緊急時対策所非常用空気浄化装置	(1)緊急時対策所非常用空気浄化装置1系統 <sup>※1</sup> 以上の配置可能であること																																																																			
緊急時対策所非常用空気浄化装置	(2)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること																																																																			
緊急時対策所非常用空気浄化装置	(3)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること																																																																			
緊急時対策所非常用空気浄化装置	(4)緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であること																																																																			
運用モード	設 備	所 要 数																																																																		
緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置	1台 <sup>※2</sup>																																																																		
緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)	1台 <sup>※2</sup>																																																																		
モード1、2、3、4、5、及び非常用空気ボンベに燃料は供給し、稼働している期間	空気ボンベ (緊急時対策用)	1,400本以上 <sup>※3</sup>																																																																		
	二酸化炭素濃度計	2台 <sup>※4</sup>																																																																		
	緊急時対策所エアロモニタ	2台 <sup>※2</sup>																																																																		
	可搬型エアロモニタ (加圧用設備)	※3																																																																		
項目	確認事項	頻 度	担 当																																																																	
緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)及び緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	1か月に1回	防衛隊長																																																																	
緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保正隊長																																																																	
緊急時対策所非常用空気浄化装置	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	6か月に1回	防衛隊長																																																																	
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防衛隊長																																																																	
緊急時対策所エアロモニタ	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保安管理課長																																																																	
可搬型エアロモニタ	緊急時対策所非常用空気浄化装置(空気ボンベ)の消費量が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保安管理課長																																																																	

２．工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (２) 川内原子力発電所２号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容



運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

u003c/divu003e
 

設工認		号 番	
資料名	項目	記載内容	備考
1 4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	<p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（指揮所）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1号機設備、1,2号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u></p>	<p>（記 録）</p> <p>第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成（表131-1（1）を除く。）し、保存する。ただし、表131-1（3）の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと（以下、本条において同じ）。</p>
		131 条	

2-1

保安規定第 83 条における運転上の制限等について

本資料は、「保安規定第 83 条重大事故等対処設備」について「運転上の制限」、「運転上の制限を満足していることを確認するために行う行為」、「運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置」について設定した根拠について説明する資料である。

なお、今回の保安規定変更認可申請において、追加・変更する部分を黄色マーキングにて明記する。

(2) - 2 - 18 保安規定第 83 条 表 83-19 「緊急時対策所」 運転上の制限等について

a 保安規定記載内容の説明 (SA 条文)

b 添付資料

添付-1 運転上の制限を設定する S A 設備の選定

(1) 設置変更許可申請書 添付十追補 (機器リスト)

(2) 設置変更許可申請書 添付八 (設備分類等)

添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量

(1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数、必要容量、設備仕様)

(2) 設計及び工事計画認可申請書 (所要数、必要容量)

a 保安規定記載内容の説明 (SA 条文)

表 83-19 緊急時対策所 ①  
(緊急時対策所 (指揮所))

83-19-1 代替電源設備からの給電

(1) 運転上の制限

項目 ②	運転上の制限 ③	所要数 ⑥	担当
緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用燃料ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油タンク	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油タンクの油温が 0.40℃以上あること	1台 <sup>※1</sup>	防災課長
適用モード ①	設備 ⑤	1台 <sup>※2</sup>	防災課長
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用燃料油タンク 緊急時対策所用発電機車用燃料油タンク	0台 <sup>※3</sup>	防災課長

※1：1系統は、緊急時対策所用発電機車用燃料ポンプ1台が健全であることを含む

※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間内、運転上の制限を適用しない

※3：緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数

(2) 確認事項

項目	確認事項 ⑦	頻度	担当
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態 (配正等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長
緊急時対策所用発電機車用燃料ポンプ	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
緊急時対策所用発電機車用燃料油タンク	油温を確認する。	3か月に1回	防災課長

- ① 設置許可基準規則 (技術基準規則) 第六十一条 (第七十六条) が該当する。
- ② 運転上の制限の対象となる系統・機器 (添付1-1)
- ③ 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な数の要員がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための発電所内設備本部としての機能を維持するために、必要な対応手段及び重大事故等対処設備を設けている。よって、これらを用いた緊急時対策機能が喪失した状態を運転上の制限とする。  
緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所 (指揮所) 内に給電するために必要な容量を有するものを1台要求する。(添付1-2)  
また、緊急時対策所用発電機車用燃料ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できる容量を有するものを1台要求する。(添付1-2)  
緊急時対策所用発電機車の燃料油となる緊急時対策所用発電機車用燃料油タンクについては、設計及び工事計画認可にて定めている油温値を運転上の制限とする。(添付1-2)  
なお、緊急時対策所用発電機車運転時の燃料使用に伴う低下を考慮して、運転中及び運転終了後24時間内、緊急時対策所用発電機車用燃料油タンクの油温について適用を除外する。
- ④ 緊急時対策所 (指揮所) の機能が要求される重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じ、必要な情報を把握できる設備及び発煙器内外と連絡を行うために必要な設備であり、原子炉から燃料取出しを行ってもその必要性は変わることではないことから重大事故等が発生する可能性のある運転モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間を対象とする。  
(保安規定変更に係る基本方針4. 3. (1))
- ⑤ ②に含まれる主な設備。  
(保安規定変更に係る基本方針4. 3. (1))
- ⑥ 上記3のとおり「設置許可基準規則 (技術基準規則) 第六十一条 (第七十六条)」の要求は、緊急時対策所用発電機車による電源系1系統以上が動作可能であれば満足できるため、緊急時対策所用発電機車及び緊急時対策所用発電機車用燃料ポンプの所要数は1台とする。なお、緊急時対策所用発電機車用燃料油タンクは、設備の員数でなく必要油温があることを確認する。(添付1-2)
- ⑦ 適用モード期間の確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4. 2)  
【対象設備】  
a. 動作確認 (動作可能であることを確認する)  
対象設備：緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料ポンプ  
b. 性能確認 (機能・性能が満足していることを確認する)  
対象設備：緊急時対策所用発電機車  
c. 油温確認 (設計及び工事計画認可に示されている値以上を確認することにより機能を満足していることを確認する)  
対象設備：緊急時対策所用発電機車用燃料油タンク

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	⑧ 緊急時対策用発電機からの電源系が動作不能である場合※4	要求される措置 ⑨ A.1 防災課長は、緊急時対策用発電機からの電源系を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	⑧ 条件Aの措置を完了するまでに達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 防災課長は、緊急時対策用発電機からの電源系を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	12時間 56時間 速やかに 速やかに

※4：緊急時対策用発電機用燃料用タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。

※5：代替品の補充等

⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載

1.N要求の可搬型重大事故等知覚設備が運転上の制限(1.N)を満足できない状態になった場合の条件として、緊急時対策用発電機からの電源系が動作不能となった場合を条件とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3.(1))

⑨ 要求される措置について記載

【モード1、2、3及び4の場合】

動作可能な設備が2台未満の場合

A.1、A.2 緊急時対策用(指挿用)に係る緊急時対策用発電機からの電源系は、運転中/停止中の炉心、及び使用済燃料ピットの燃料に対する閉鎖的安全機能を有する設備であり、事故時ご情報収集し、必要な指示を行うための機器に電源を供給するものであることから、要求される措置/完了時間は、参考とする設備も標準制設備をBCCS機盤ではなく、設け専任事故対処設備の「事故監視計器」とし「10日」以内に「動作可能な状態に復旧する」か、「代替措置を実施する」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。なお、代替措置の確保により、プラントの運転継続は可能であることとするが、運転上の制限値からは後述することはできないものとする。

(保安規定変更に係る基本方針4.3.(2)、(3))

【モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合】

A.1 原子炉が停止中であり、原子炉から燃料取出しを行ってもその必要性は変わることなく、適用モード外へ移行することができないことから、速やかに復旧する。

A.2 同様の「代替措置」を速やかに実施する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。

(保安規定変更に係る基本方針4.3.(2)、(3))

83-19-2 居住性の確保

(1) 運転上の制限

項目①	② 運転上の制限	所要数⑤
緊急時対策用非常用空気浄化系 緊急時対策用加工設備 居住性確保設備	(1) 緊急時対策用非常用空気浄化系 1系統以上が動作可能であること (2) 緊急時対策用加工設備が使用可能であること (3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4) 緊急時対策用エリアモニタの所要数の動作可能であること	1台※ <sup>①</sup> 1基※ <sup>②</sup> 1,400本以上※ <sup>③</sup> 2個※ <sup>④</sup> 2個※ <sup>④</sup> 2個※ <sup>④</sup>
適用モード③	設備④	
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策用非常用空気浄化ファン 緊急時対策用非常用空気浄化ユニット 空気ポンプ（緊急時対策用） 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策用エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加工時対策用）	※4

※1：1系統とは、緊急時対策用非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策用非常用空気浄化ユニット1基  
※2：緊急時対策用加工設備とは、空気ポンプ（緊急時対策用）1,400本以上  
※3：緊急時対策用（指針用）当たりの合計所要数  
※4：183-18-1 監視測定設備 において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項⑥	頻度	担当
緊急時対策用非常用空気浄化系	緊急時対策用非常用空気浄化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。 緊急時対策用非常用空気浄化ユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上及び99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 緊急時対策用加工設備が使用可能であることを確認する。	1か月に1回 1年に1回	防災課長 保守課長
緊急時対策用加工設備	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
酸素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
二酸化炭素濃度計	緊急時対策用エリアモニタの機能確認を実施する。	3か月に1回	防災課長
緊急時対策用エリアモニタ	緊急時対策用エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	安全管理課長 安全管理課長

- ① 運転上の制限の対象となる系統・機器 (添付-1)
- ② 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な数の要員がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための発電所内策本部としての機能を維持するために、必要に対手段及び重大事故等対処設備を設けている。よって、これらを用いた緊急時対策機能喪失し、要求する基準規則等の要求を満足しない状態を運転上の制限とする。  
なお、緊急時対策用非常用空気浄化系については、緊急時対策用（指針用）内を搬送するために必要な容量を有するものが1系統以上動作可能であることを運転上の制限とする。  
空気ポンプ（緊急時対策用）については、予備距離なブルーームの通過に対して十分な余裕を持つ容量として、設計及び工事計画認可に定めている 空気ポンプ1,400本以上が使用可能であることを運転上の制限とする。  
酸素濃度計、二酸化炭素濃度計は、緊急時対策用（指針用）内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものが2個使用可能であることを運転上の制限とする。  
緊急時対策用エリアモニタは、緊急時対策用（指針用）内の放射線量を測定できるものが2個動作可能であることを運転上の制限とする。 (添付-2)
- ③ 重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまることができよう適切な措置を講じ、必要時情報を把握できる設備及び発電所内外と連絡を行うために必要な設備であることから、重大事故等が発生する可能性のある運転モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間を対象とする。  
(保安規定変更に係る基本方針4. 3. (1))
- ④ ①に含まれる主な設備
- ⑤ 上記②のとおり「設置許可基準規則第六十一条」の要求を踏まえ、緊急時対策用非常用空気浄化系は1系統以上が動作可能であることを確認する。空気ポンプ（緊急時対策用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策用エリアモニタについては、緊急時対策用（指針用）居住性確保のために必要な上記②のそれぞれの所要数とする。  
(添付-2)

⑥ 適用モード期間の確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4. 2)

【対象設備】

- a. 動作確認（定期動作可能であることを確認する。）  
対象設備：緊急時対策用非常用空気浄化ファン及び緊急時対策用非常用空気浄化ファン、緊急時対策用非常用空気浄化ユニット  
※確認方法は、緊急時対策用非常用空気浄化ファンを起動し、緊急時対策用非常用空気浄化系が動作可能であることを確認する。  
対象設備：空気ポンプ（緊急時対策用）  
※使用可能であることを確認は、空気ポンプ（緊急時対策用）の負荷確認を行う。  
対象設備：緊急時対策用エリアモニタ  
※確認方法は、緊急時対策用エリアモニタのパラメータ確認（3ヶ月毎）による健全性を確認し、動作可能であることを確認する。  
対象設備：酸素濃度計、二酸化炭素濃度計  
※使用可能であることを確認は、動作確認確認（3ヶ月毎の動作確認）として電源を入とし、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計指示値の確認を行う。
- b. 機能確認（機能、性能が満足していることを確認する）  
対象設備：緊急時対策用非常用空気浄化ファンユニット、緊急時対策用エリアモニタ



保安規定記載内容の説明

保安規定 第83条 条文

記載内容の説明

(3) 要求される措置

適用モード	要件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策用エアリアモニタが所要数を満たしていない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
	B. 緊急時対策用非常用空酸化系が所要数である場合	B.1 防災課長は、当該設備の使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	C. 空気ポンプ（緊急時対策用）が所要数を満たしていない場合	C.1 防災課長は、当該設備の使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	D.1 防災課長は、当該設備の使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 緊急時対策用エアリアモニタが所要数を満たしていない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
	B. 緊急時対策用非常用空酸化系が所要数である場合	B.1 防災課長は、当該設備の使用可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
	C. 空気ポンプ（緊急時対策用）が所要数を満たしていない場合	C.1 防災課長は、当該設備の使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	D.1 防災課長は、当該設備の使用可能な状態に復旧する。 及び D.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに

※5：代替品の補充等

⑦ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載

緊急時対策用非常用空酸化系は、「全ての系統が動作不能である場合」を条件とする。また、空気ポンプ（緊急時対策用）及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策用エアリアモニタが所要数を満足しない場合を条件とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3. (1)）

⑧ 要求される措置について記載

【モード1、2、3及び4】

A.1、A.2 放射線計測器類については、保安規定第7章（放射線管理）の「放射線計測器類の管理」において、「必要数量を確保し、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する」としている。この考えに基づき、緊急時対策用エアリアモニタについては速やかに「動作可能な状態に復旧する」及び「代替措置を実施する」ことを要求する。（保安規定変更に係る基本方針4. 3. (2)、(3)）

B.1、B.2、C.1、C.2、D.1、D.2 緊急時対策用非常用空酸化系、緊急時対策用エアリアモニタ、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計は、運転中/停止中の炉心及び使用済燃料ピットの燃焼に対して閉鎖的に安全機能を有する設備であり、事故時に情報収集し、必要な指示を行うためのものである。よって要求される措置/完了時間は、参考として設計基準用事故設備をE.C.S.S.機でなく、設計基準用事故対処設備の「事故監視装置」とし、「10日」以内に「動作（使用）可能な状態に復旧する」か、「代替措置を実施する」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。なお、代替措置の確保により、プラントの運転継続が可能であることとするが、運転上の制限逸脱からは復旧することはできないものとする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3. (2)、(3)）

【モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間】

A.1、A.2、B.1、C.1、C.2、D.1、D.2 原子炉が停止中であり、原子炉から燃料取出しを行ってもその必要性は変わることなく、適用モード外へ移行することができないことから、速やかに「動作（使用）可能な状態に復旧する措置を開始する。」及び「代替措置を実施する措置を開始する。」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。（保安規定変更に係る基本方針4. 3. (2)、(3)）

○電源設備及び通信設備について

- 全交流電源用非常用電源からの情報収集設備、通信連絡設備への給電については、「表83-15 電源設備」において運転上の制限、適用モード及び確認事項を整理する。
- 重大事故時の発電機以外の通信連絡をする必要のある場所との緊急時対策用（指針用）の情報収集装置、通信連絡設備を用いた通信連絡については、「表83-20 通信連絡を行うために必要な設備」において運転上の制限、適用モード及び確認事項を整理する。

b 添付資料

添付-1 運転上の制限を設定するS A設備の選定

- (1) 設置変更許可申請書 添付十追補（機器リスト）
- (2) 設置変更許可申請書 添付八（設備分類等）

添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）
- (2) 設計及び工事計画認可申請書（所要数、必要容量）

運転上の制限を対象とする系統・機器を記載  
**赤枠**：LCO設定する設備  
**青枠**：他の表又は既存条文にてLCO設定する設備

設置変更許可申請書  
 添付十追補 (機器リスト)

第 1.18.1 表 重大事故等対処設備等

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	備考			
-	居住性の確保	居住性の確保	緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））	遮へい（建物の壁等）については、運用による厚さの変化や故障等により機能喪失するものではないことからLCO対象とはしない（保安規定変更に係る基本方針4.3-(1)）			
			緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所（指揮所）換気系起動・停止手順	表83-19.2		
			緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	可搬型エリアモニタ設置手順	緊急時対策所（指揮所）の運用に関する手順		
			緊急時対策所加圧設備	放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定に関する手順	表83-18にて整理		
			緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所（指揮所）換気系起動・停止手順	表83-19.2		
			可搬型エリアモニタ*1（加圧判断用）	緊急時対策所（指揮所）運用手順	表83-20にて整理		
			酸素濃度計	通信連絡に関する手順	通信連絡設備の運用に関する手順		
			二酸化炭素濃度計	全交流動力電源の対応手順等（二部事象ベース：運転員等及び保修対応要員）	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順		
			必要な指示及び情報の把握	必要な指示及び情報の把握	緊急時運転パラメータ	緊急時対策所（指揮所）運用手順	表83-15にて整理
					伝送システム（SPDS）	通信連絡に関する手順	通信連絡設備の運用に関する手順
	SPDS データ表示装置	緊急時対策所（指揮所）運用手順			表83-15にて整理		
	衛星携帯電話設備	通信連絡に関する手順			通信連絡設備の運用に関する手順		
	携帯型通話設備	緊急時対策所（指揮所）運用手順			表83-15にて整理		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	通信連絡に関する手順			通信連絡設備の運用に関する手順		
	大容量空冷式発電機**	緊急時対策所（指揮所）運用手順			表83-19.1		
	電力保安通信用電話設備	通信連絡に関する手順			通信連絡設備の運用に関する手順		
	無線連絡設備	緊急時対策所（指揮所）運用手順			表83-15にて整理		
	テレビ会議システム（社内）	チェンジングエリア設置手順			緊急時対策所（指揮所）運用に関する手順		
	要員の収容	要員の収容	対策の検討に必要な資料**	緊急時対策所（指揮所）運用手順	表83-15にて整理		
			放射線管理用資機材**	チェンジングエリア設置手順	緊急時対策所（指揮所）運用に関する手順		
チェンジングエリア用資機材**			緊急時対策所（指揮所）運用手順	表83-19.1			
代替電源設備	代替電源設備	飲料水、食料等**	緊急時対策所（指揮所）運用手順	表83-19.1			
		緊急時対策所用発電機車	緊急時対策所（指揮所）交流電源切替手順	表83-19.1			
		緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク					
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ							

\*1 可搬型エリアモニタは「1.17 監視測定等に関する手順」にて整備する。  
 \*2 「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材」、「チェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。  
 \*3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

設置変更許可申請書 添付八 (設備分類等)

遮へい (建物の壁等) については、運用による厚さの変化や故障等により機能喪失するものではないことからL00対象とはしない (保安規定変更に係る基本方針4.3-(1))

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (39/45)

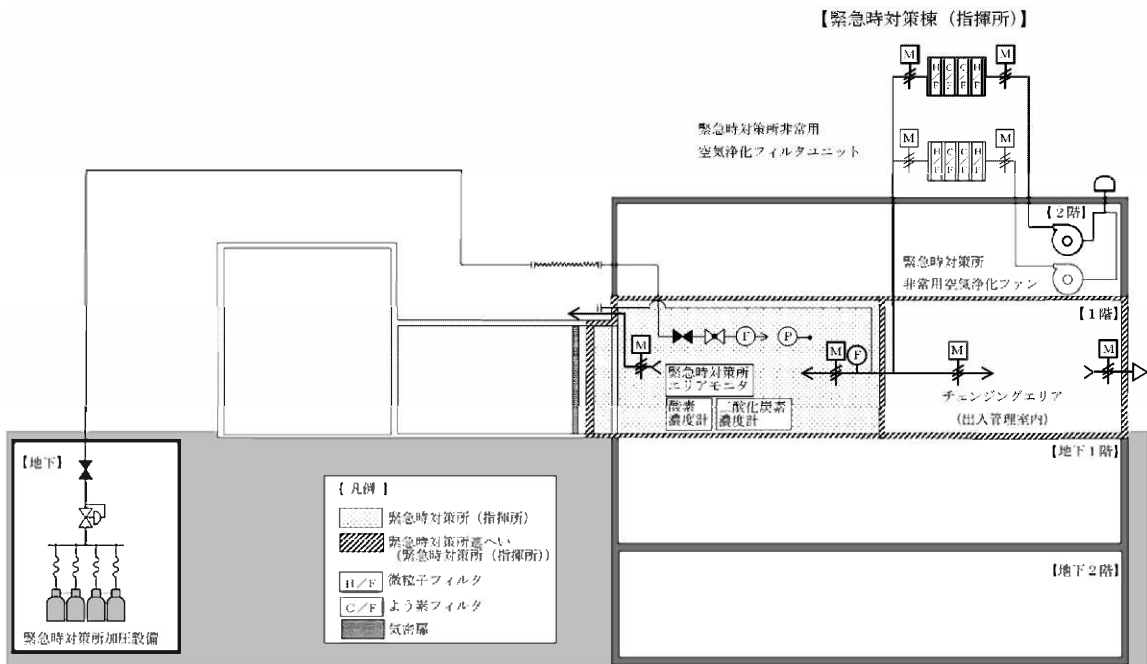
第 6 1 条 緊急時対策所

設備区分	設備 (既設+新設)	系統機能	代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備		
			設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス	
放射線管理施設 緊急時対策所	緊急時対策所遮へい (緊急時対策所 (指揮所))		—	—	常設 可搬	常設 可搬	— —	
放射線管理施設 緊急時対策所	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	居住性の確保 (緊急時対策所 (指揮所))	—	—	常設	常設	—	
放射線管理施設 緊急時対策所	緊急時対策所非常用空気浄化ビルタユニット		—	—	常設	常設	—	
放射線管理施設 緊急時対策所	緊急時対策所加圧設備		表83-19	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	SA-3	
緊急時対策所	酸素濃度計		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—	
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—	
緊急時対策所 放射線管理施設	緊急時対策所エリアモニタ		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—	
緊急時対策所 放射線管理施設	可搬型エリアモニタ (加圧判断用)		表83-18にて整理	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—	
緊急時対策所 計測制御系統施設	緊急時通話パラメータ伝送システム (SPDS)		情報の把握 (緊急時対策所 (指揮所))	—	—	常設	常設	—
緊急時対策所 計測制御系統施設	SPDSデータ表示装置			表83-20にて整理	—	常設	常設	—
非常用電源設備 緊急時対策所	緊急時対策所用発電機車		電源の確保 (緊急時対策所 (指揮所))	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
非常用電源設備 緊急時対策所	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	表83-19		—	常設	常設	発電機車用燃料油貯蔵タンクに関する技術基準を参照	
非常用電源設備 緊急時対策所	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	—		—	常設	常設	発電機車用給油ポンプに関する技術基準を参照	

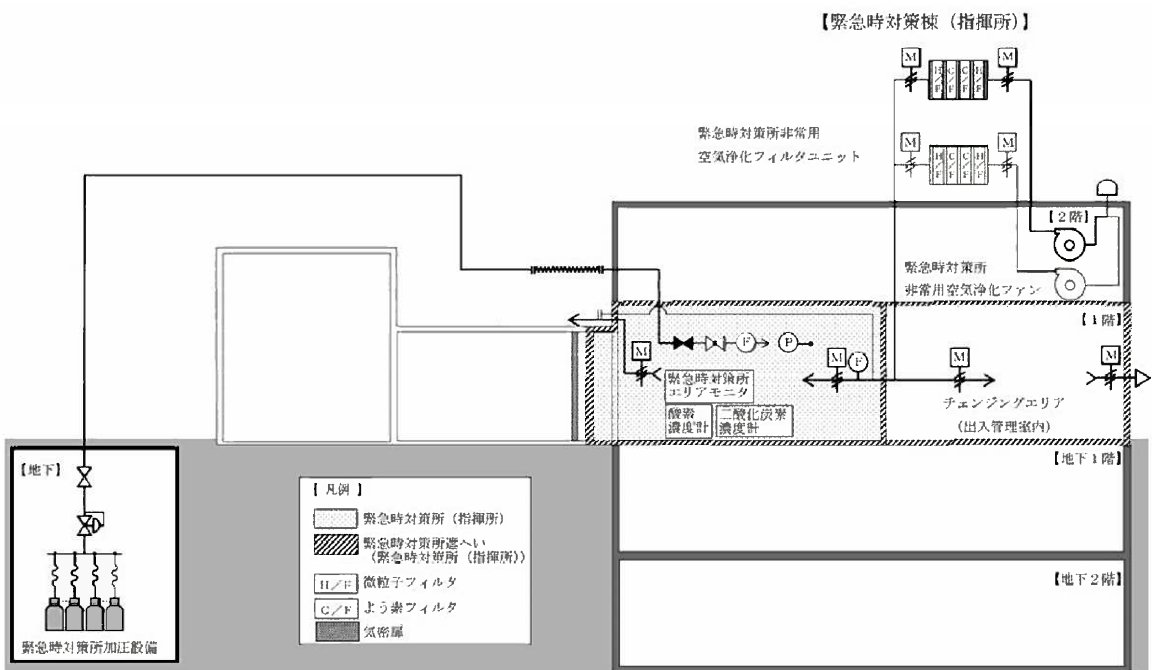
第1.1.1表 重大事故等対処設備の設備分類等 (40/45)

第61条 緊急時対策所

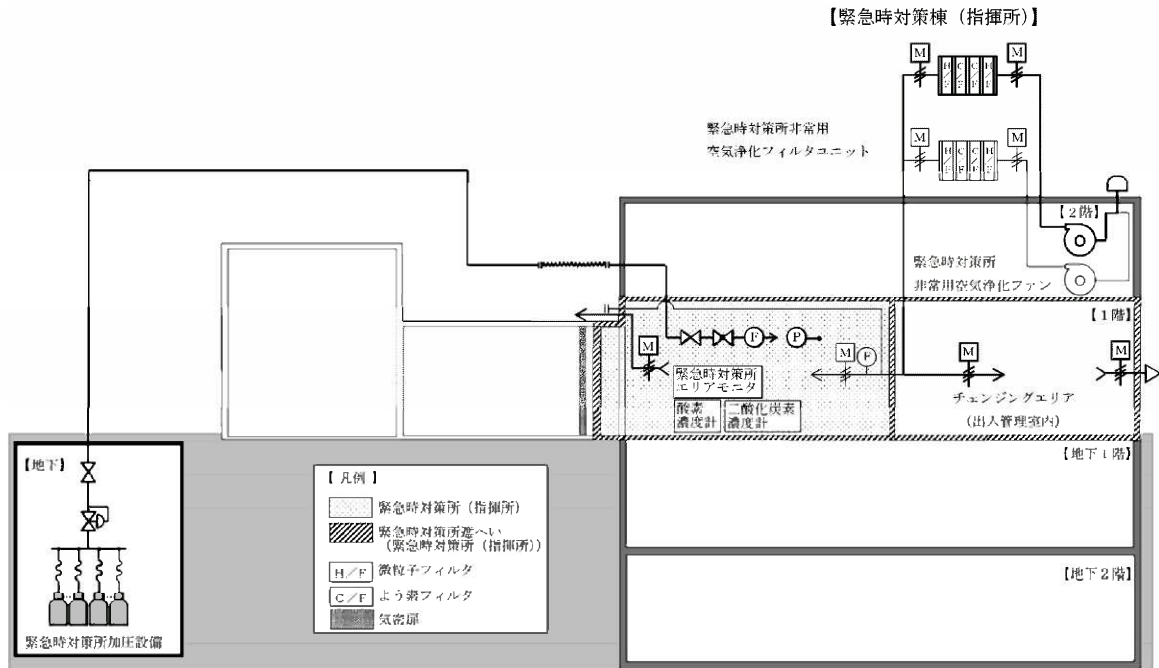
設備区分	設備 (既設+新設)	系統機能	代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備		設備種別	重大事故等対処設備	
			設備	耐震重要度分類		設備分類	重大事故等クラス
緊急時対策所	衛星携帯電話設備	通信連絡 (緊急時対策所 (指揮所))	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
緊急時対策所	携帯型通話設備		表83-20にて整理	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
緊急時対策所 計測制御系統施設	統合原子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—



第 1.18.2 図 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転時の概略系統 (現計画)



第 1.18.3 図 緊急時対策所加圧設備空気供給準備時の概略系統 (現計画)



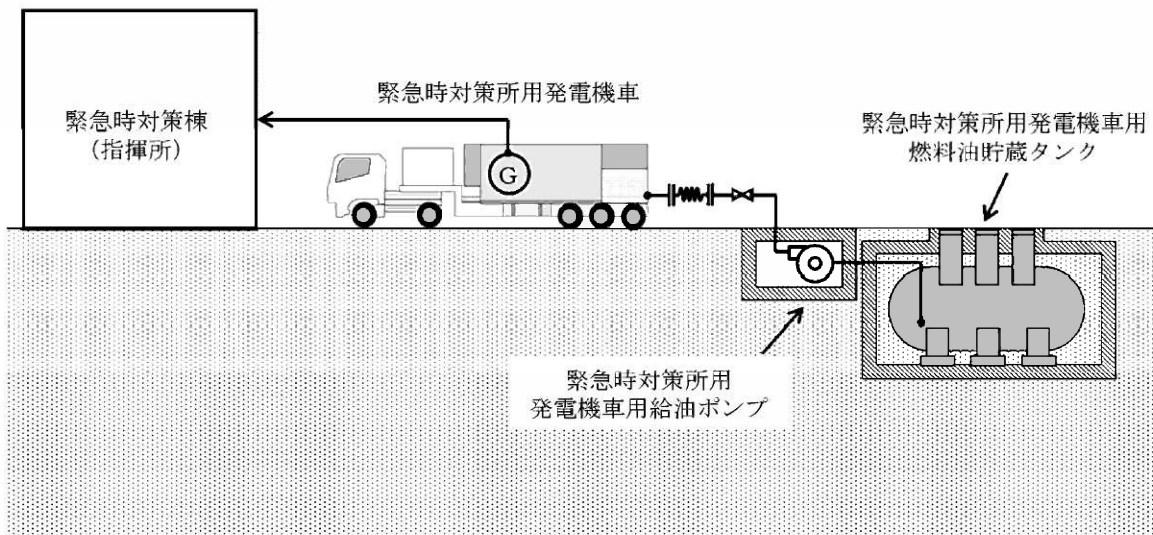
第 1.18.4 図 緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統 (現計画)

		要員	経過時間 (分)					
			0	10	20	30	40	50
手順	緊急時対策所非常用空気浄化設備運転	総括班他1名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%; background-color: #cccccc;">起動準備</div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%; background-color: #cccccc;">換気設備運転操作</div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%;"></div> </div>					
	緊急時対策所(指揮所)加圧設備空気供給準備作業	総括班他5名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 10%; background-color: #cccccc;">起動準備(判断・操作指示)</div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%; background-color: #cccccc;">系統構成</div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%;"></div> <div style="width: 10%;"></div> </div>					

第 1.18.5 図 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転及び緊急時対策所加圧設備空気供給準備作業 タイムチャート (現計画)

手順	要員	経過時間(分)					
		0	1	2	3	4	5
緊急時対策所(指揮所) 換気系起動・停止手順	総括班他1名		切替準備			フィルタユニット切替操作	

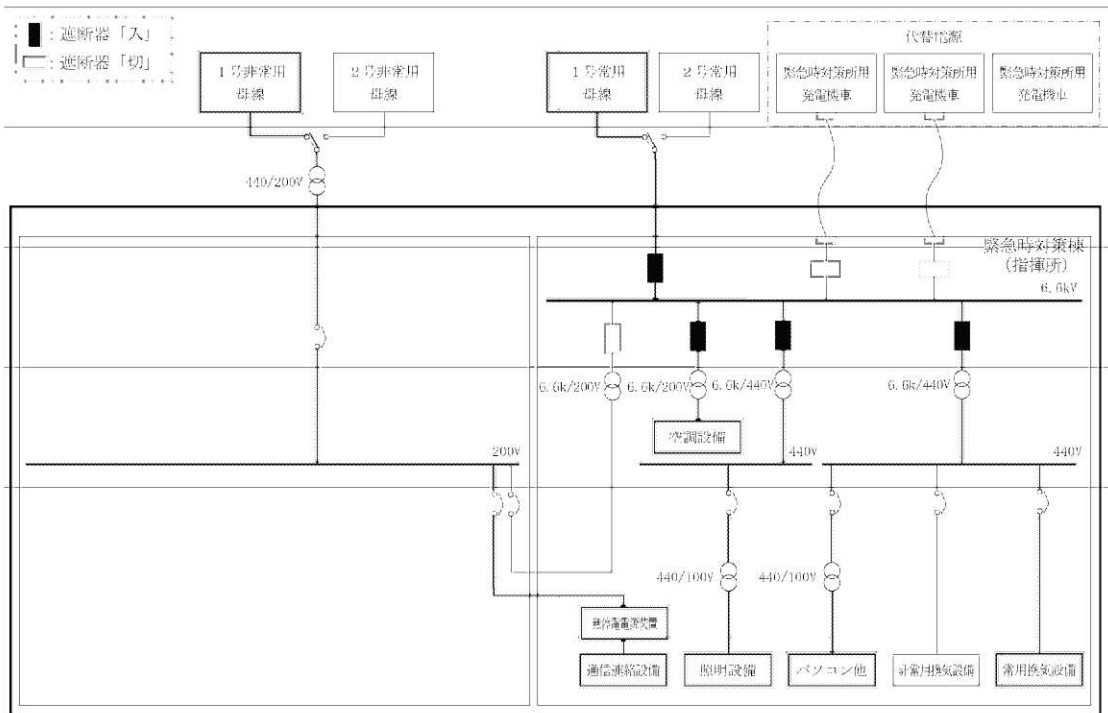
第 1.18.12 図 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット切替作業 タイムチャート(現計画)



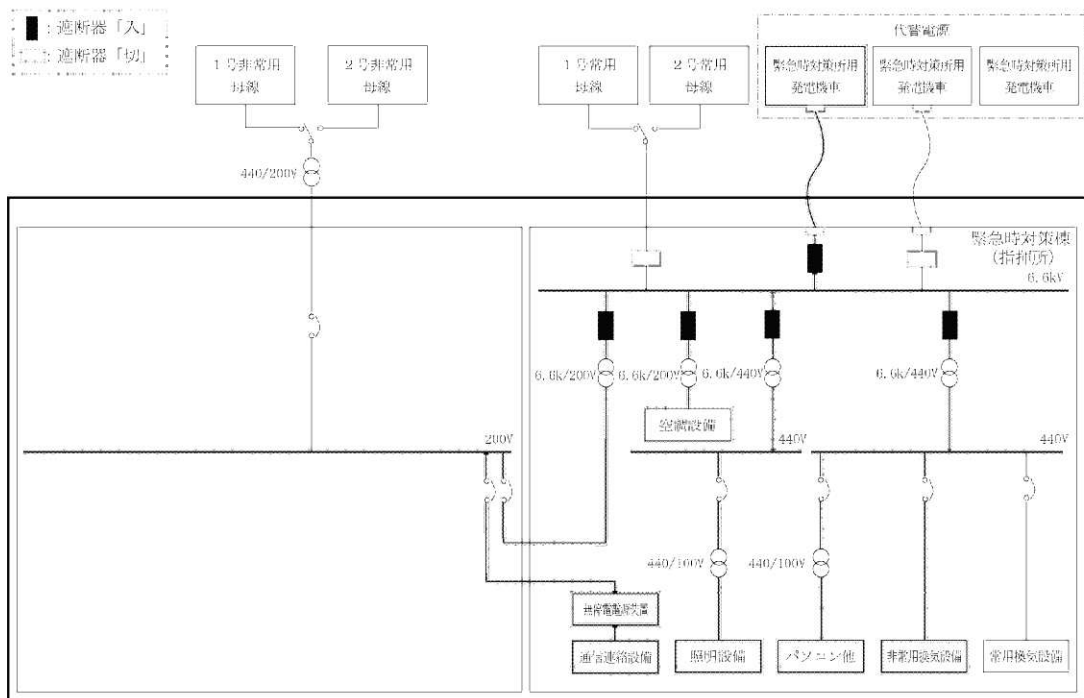
第 1.18.13 図 緊急時対策所用発電機車への燃料補給(現計画)



設置変更許可申請書 添付十追補(系統図)



第 1.18.16 図 常設電源による緊急時対策所(指揮所)への給電(現計画)



第 1.18.17 図 緊急時対策所用発電機による緊急時対策所(指揮所)への給電(現計画)

緊急時対策所（指揮所）の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大 100 名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所（指揮所）に 7 日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所（指揮所）内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量 1 台に加えて、同容量の予備機を 1 台設置する。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所（指揮所）内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。

緊急時対策所加圧設備は「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が 10 時間であることを踏まえ、緊急時対策所（指揮

所)内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する設計とする。

代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するものを1台使用する。保有数は、使用する1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）保管する設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を1基の合計2基（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できる容量を有するとともに、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。

緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）内の放射線量の測定が可能な台数として2台（1号及び2号炉共用）、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、発電所内外の通信連絡をする必要の

ある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。

酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット2個使用する。保有数は1セット2個（1号及び2号炉共用）と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。

(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）

緊急時対策所（緊急時対策棟内）の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。

緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1台に加えて、同容量の予備機

設備仕様

関連個所を赤枠にて示す。

	用)
個 数	一式
設 備 名	無線連絡設備 (1号及び2号炉共用)
個 数	一式
設 備 名	携帯型通話設備 (1号及び2号炉共用)
個 数	一式
設 備 名	テレビ会議システム (社内) (1号及び2号炉共用)
個 数	一式
設 備 名	加入電話設備 (1号及び2号炉共用)
個 数	一式
設 備 名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (1号及び2号炉共用)
個 数	一式

d. 酸素濃度計 (1号及び2号炉共用)

個 数 2 (予備2)

測定範囲 0 ~ 100%

e. 二酸化炭素濃度計 (1号及び2号炉共用)

個 数 2 (予備2)

測定範囲 0 ~ 1%

第 10.10.2 表 緊急時対策所（重大事故等時）（常設）の設備仕様

(1) 緊急時対策所（指揮所）

以下の設備は、緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。

緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））の一部として引き続き使用する。

- a. 緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））（1号及び2号炉共用）

個 数 一式

- b. 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（1号及び2号炉共用）

台 数 2

容 量 約 130m<sup>3</sup>/min（1台当たり）

- c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（1号及び2号炉共用）

型 式 微粒子フィルタ／よう素フィルタ

基 数 2

容 量 約 130m<sup>3</sup>/min（1基当たり）

効 率

単体除去効率 99.97%以上（0.15μm粒子）／95%以上

総合除去効率 99.99%以上（0.7μm粒子）／99.75%以上

d. 緊急時対策所情報収集設備（1号及び2号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・計装設備（重大事故等対処設備）
- ・緊急時対策所
- ・通信連絡設備

設 備 名	緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)（1号及び2号炉共用）
-------	---------------------------------------

個 数	一式
-----	----

設 備 名	SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共 用）
-------	-----------------------------

個 数	一式
-----	----

e. 通信連絡設備（1号及び2号炉共用）

設 備 名	衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）
-------	---------------------

個 数	一式
-----	----

設 備 名	統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備（1号及び2号炉共用）
-------	---

個 数	一式
-----	----

f. 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉  
共用）

型 式	横置円筒型地下タンク
-----	------------

基 数	2
-----	---

容 量	約 75kℓ（1基当たり）
-----	---------------

使用燃料	A重油
------	-----

g. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1号及び2号炉共用）

種類	うず巻式
台数	2
容量	約 1.8 m <sup>3</sup> /h（1台当たり）
最高使用圧力	0.38 MPa[gage]
最高使用温度	40 °C



## 第 10.10.3 表 緊急時対策所（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様

## (1) 緊急時対策所（指揮所）

以下の設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。

## a. 緊急時対策所加圧設備（1号及び2号炉共用）

型 式 空気ポンペ

本 数 一式

## b. 酸素濃度計（1号及び2号炉共用）

個 数 2（予備2）

測定範囲 0～100%

## c. 二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）

個 数 2（予備2）

測定範囲 0～1%

## d. 緊急時対策所エリアモニタ（1号及び2号炉共用）

型 式 半導体式検出器

個 数 2（予備1）

計測範囲 0.001～99.99mSv/h

## e. 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）（1号及び2号炉共用）

型 式 半導体式検出器

個 数 1（予備1）<sup>注1</sup>

注1 監視測定設備と兼用

計測範囲 0.001～300mSv/h

## f. 通信連絡設備（1号及び2号炉共用）

設 備 名 携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）

個 数 一式

g. 緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）

台 数 1（予備2）

容 量 約1,825kVA（1台当たり）

電 圧 6,600V

・常設  
 口 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

種 類		変 更 前		変 更 後	
名 称	種 類	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク (1,2号機共用)	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク (1,2号機共用)				
種 類	横置円筒形				
容 量	量 (注1) kℓ/個				□以上 (75 (注2))
最 高 使 用 圧 力	力 (注1) MPa				大気圧
最 高 使 用 温 度	度 (注1) ℃				40
主 要 寸 法	胴 内 径				3,200 (注2)
	胴 板 厚 さ				□ (20.0 (注2))
	鏡 板 厚 さ				□ (20.0 (注2))
寸 法	鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法				3,200 (注3) 320 (注1)
	送 油 口 管 台 外 径				60.5 (注2)
	送 油 口 管 台 厚 さ				□ (3.9 (注2))
全 長	mm				10,900 (注2)
材 質	板				SM400B
鏡 板	板				SM400B
個 数	数				2
取 付 箇 所	系 (ラ イ ン 名 )				A緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク A緊急時対策所用発電機車用燃料ライン 緊急時対策棟屋外地下エリア (燃料設備) E.L.15.0m 地下埋設
	設 置 床				B緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク B緊急時対策棟屋外地下エリア (燃料設備) 緊急時対策棟屋外地下エリア (燃料設備) E.L.15.0m 地下埋設
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号				—
溢 水 防 護 上 の 配 置 が 必 要 な 高 さ	溢 水 防 護 上 の 配 置 が 必 要 な 高 さ				—

(注1) 重大事故時における使用時の値。

(注2) 公称値

(注3) 記載値は公称値であり、鏡板の中央部における内面の半径を示す。

(注4) 記載値は公称値であり、鏡板の隅の丸みの内半径を示す。

・可搬型

変 更 後		変 更 前	
名 称	空気ポンベ (緊急時対策所用) (1,2号機共用)		
種 類	鋼製容器		
容 量	46.7 以上 (46.7 (注1))		
最 高 使 用 圧 力	14.7		
最 高 使 用 温 度	40		
主 要 寸 法	外 径	232 (注2)	
	高 さ	1,370 (注2)	
	部 厚 さ	5.1 (5.1 (注2))	
	部 厚 さ	10.2 (10.2 (注2))	
材 料	STH12		
個 数	1,400 (予備280)		
取 付 箇 所	保管場所： 緊急時対策棟屋外地下エリア (加圧設備) EL.19.925m 及び 緊急時対策棟屋外地下エリア (加圧設備) EL.15.0m 取付箇所： 【1号機のみ】 緊急時対策棟屋外地下エリア (加圧設備) EL.19.925m : 700本 及び 緊急時対策棟屋外地下エリア (加圧設備) EL.15.0m : 700本		

(注1) 重大事故等時における使用時の値。

(注2) 公称値

予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の  
考え方について

## 1. 保安規定における予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の考え方

「保安規定変更に係る基本方針」（以下、「基本方針」という。）では、予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の考え方について以下を記載している。

[記載箇所：4.4-1 頁～4.4-4 頁]

### （1）基本的な考え方

保安規定第4章に定める設備・機器が、運転上の制限を満足しない状態に移行する場合のうち、予防保全を目的とした点検・保守を実施するために計画的に運転上の制限を満足しない状態に移行する場合については、保安規定の運転上の制限の考え方として、突発的に生じた運転上の制限の逸脱とは明確に区別すべきものであることから、その定義、運用を明確に定める必要があるため、保安規定において、「予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合」の条文を規定している。

この条の運用を適用できる点検・保守は、運転上の制限が設定されている設備・機器及びそれらに直接的に関連する設備・機器（以下、「対象設備・機器」という。）に対して「予防保全を目的とした点検・保守であって、対象設備・機器に要求される機能が維持されていることはもちろんのこと、故障、損傷等の兆候（軽度な場合を除く）がない状態から実施するもの。」に限定され、機能確認試験や消耗品の交換、清掃、手入れ等の点検・保守には適用できるが、機器に故障、損傷の兆候（軽度な場合を除く）がある場合やその機能が低下していることに伴う点検・保守には適用できない。なお、この考え方については、「「運転上の制限を満足しない場合（第4項及び第5項）の運用方法について」平成13年4月1日原子力事故故障対策室」を参考に記載したものである。

（中略）

ここで、予防保全を目的とした点検・保守作業とは以下のものとしている。

- ① 法令に基づく点検・保守（例：消防法第3章に基づいて非常用ディーゼル発電機用軽油タンクの消火設備を保守する際に軽油タンクを空にすることにより、軽油タンクの動作不能の状態が生じる場合）
- ② 自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保守
- ③ 原子炉設置者が自主保安の一環として、定期的に行う点検・保守（放射線モニタ点検、可燃性ガス濃度制御系点検、非常用ガス処理系点検、中央制御室非常用換気空調系点検、変圧器点検、送電線点検等）
- ④ 消耗品等の交換にあたって、交換の目安に達したため実施する点検・保守（フィルタやストレーナの交換、潤滑油やグリース補給等）

(2) 重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のうち、新規制基準導入に伴い追加となったLCO対象設備について

新たに導入された、重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備の予防保全を目的とした点検・保守についても、LCOが設定されるものであれば、(1)の基本的な考え方の適用に相違があるものではなく、「予防保全を目的とした点検・補修であって、対象設備・機器に要求される機能が維持されていることはもちろんのこと、故障、損傷等の兆候（軽度な場合を除く）がない状態から実施するもの。」に限定される。

(3) 保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合の措置

一部の設計基準事故対処設備（号炉間の共用設備等）については、保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合、上述(1)③のとおり予防保全を目的とした点検・保守作業として取り扱っていた。重大事故等対処設備のうち、一部設備については、炉心に燃料が無い期間においてもLCOが要求される設備があり、これらについて保全計画に基づき定期的に点検・保守を実施し、LCOに抵触する場合、その点検・保守の目的は設計基準事故対処設備と変わるものではないことから、同様に予防保全を目的とした点検・保守作業として取り扱う。

ただし、点検・保守期間中のリスク増加を抑えるため、点検・保守の実施時期および点検時の措置をあらかじめ保安規定に定めることとする。

なお、従前から実施していた設計基準事故対処設備の保全計画に基づいた定期的に行う点検・保守についても同様に点検・保守の実施時期および点検時の措置をあらかじめ保安規定に定めることとする。

## 2. 川内原子力発電所における予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合の考え方

基本方針に基づき、保全計画及び送変電設備等の点検計画（以下、「保全計画等」という。）に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合の措置について、第 87 条に記載する。具体的には以下の考え方による。

### （1）対象設備の設定

適用モードに依らず運転上の制限が設定されている設備（電源系統設備、使用済燃料ピット監視設備、燃料タンク設備、中央制御室非常用循環設備及び緊急時対策所設備 等）のうち、予防保全を目的として、保全計画等に基づき定期的に点検・保守（以下、「点検」という。）を実施する際に、運転上の制限からの逸脱が避けられない以下の設備を設定する。[表 87（条文、点検対象設備）]

- ・プラントに配備している数量と LCO 所要数が同じであり、点検することにより運転上の制限からの逸脱を判断する必要がある設備
- ・複数設備の共通部（共通の電路、系統等）を点検することにより、運転上の制限からの逸脱を判断する必要がある設備

### （2）適用時期

対象設備を点検する時期（運転上の制限外に移行する時期）は、原子炉格納容器から燃料を搬出した時期以降に設定する等、対象設備ごとにプラントの安全性を考慮し、影響が小さい時期に設定する。[表 87（第 87 条適用時期）]

### （3）点検時の措置

点検中のリスク増加を抑えるため、対象設備を点検する際に実施する必要がある措置（以下、「点検時の措置」という。）及び実施頻度として、当該設備が運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求されている措置を参考に、設定する。

点検時の措置については、対象設備を点検する（運転上の制限外に移行する）直前に実施する必要があるため、対象設備が運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが完了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。[表 87（点検時の措置、実施頻度）]

各条文に規定している完了時間を超えて点検を実施する場合は、安全上の措置の確実な実施を担保するため、点検時の措置の実施について原子炉主任技術者の確認を得るとともに、完了時間を超えて点検を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する旨を規定する。[第 3 項、第 11 項]

具体的な記載設備及び考え方について、別紙 1 「川内原子力発電所 保安規定第 87 条を適用して保守点検を実施する設備リスト」に記載する。



## 川内原子力発電所 保安規定第87条を適用して保守点検を実施する設備リスト

関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度	備考
第83条 (83-19-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</li> </ul>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。</li> </ul>	点検前* その後の1日に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統の点検時に第87条を適用する。(図1参照)</li> <li>適用時期については、緊急時対策所機能はモードによってその必要性が変わるものではないことから「モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間」とする。</li> </ul>

※：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

図 1

